

令和 4 年度 認証評価

日本歯科大学新潟短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	34
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	42
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	71
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	77
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	82
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	84
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	92
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	92
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	94
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	97
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、日本歯科大学新潟短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 15 日

理事長

中 原 泉

学長

小松崎 明

ALO

浅 沼 直 樹

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

1. 学校法人日本歯科大学の沿革

日本歯科大学は、わが国最初の正規の歯科教育機関として明治40（1907）年中原市五郎によって共立歯科医学校として創立された。その後、昭和26（1951）年に学校法人日本歯科大学となり、昭和27（1952）年に新制日本歯科大学となった。昭和47（1972）年に新潟歯学部を設置、昭和56（1981）年に新潟歯学部附属医科病院を附設した。平成元（1989）年に新潟歯学部に日本で唯一の医の博物館を附設し、現在に至っている。

平成18（2006）年に日本歯科大学創立100周年を迎え、学部の名称を生命歯学部・新潟生命歯学部に変更、同時に附属病院・附属医科病院の名称を日本歯科大学新潟病院・日本歯科大学医科病院と改称した。

その他の教育機関としては、昭和43（1968）年に附属日本歯科技工専門学校を附設し、その後、昭和46（1971）年に附属歯科専門学校と改称し歯科衛生士科を増設した。そして、平成17（2005）年に日本歯科大学東京短期大学を設置した。また、新潟歯学部には昭和58（1983）年に附属新潟専門学校を附設し、その後、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学を設置した。

日本歯科大学の沿革

年	月	
明治40年（1907）	6	中原市五郎、私立共立歯科医学校を創立
42年（1909）	6	私立日本歯科医学校と改称
42年（1909）	7	原田朴哉、校長に就任
42年（1909）	8	私立日本歯科医学専門学校に昇格
44年（1911）	2	中原市五郎、校長に就任
大正 9年（1920）	12	財団法人日本歯科医学専門学校となる
9年（1920）	12	中原市五郎、理事長に就任
昭和11年（1936）	9	加藤清治、校長に就任
16年（1941）	3	中原 實、理事長に就任
22年（1947）	6	旧制日本歯科大学に昇格、大学予科を開設
23年（1948）	1	中原 實、学長に就任
26年（1951）	3	学校法人日本歯科大学となる
27年（1952）	4	新制日本歯科大学となる
30年（1955）	4	大学予科を廃止し、歯学部進学課程を設置
35年（1960）	4	大学院歯学研究科（博士課程）を設置

43年（1968）	4	附属日本歯科技工専門学校を附設
46年（1971）	4	附属歯科専門学校（歯科技工士科）と改称
46年（1971）	4	附属歯科専門学校に歯科衛生士科を増設
47年（1972）	4	新潟歯学部を設置
56年（1981）	4	中原 爽、学長に就任
56年（1981）	6	新潟歯学部附属医科病院を附設
58年（1983）	4	附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設
59年（1984）	8	中原 爽、理事長に就任
62年（1987）	4	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置
平成元年（1989）	4	日本歯科大学新潟歯学部医の博物館を附設
2年（1990）	4	大学院新潟歯学研究科（博士課程）を増設
3年（1991）	6	中原 泉、学長に就任
7年（1995）	4	佐藤 亨、学長に就任
12年（2000）	7	中原 泉、学長に就任
12年（2000）	4	中原 泉、理事長に就任
14年（2002）	4	日本歯科大学新潟短期大学を3年制に移行
17年（2005）	4	日本歯科大学東京短期大学（3年制）を設置
18年（2006）	4	日本歯科大学歯学部を日本歯科大学生命歯学部、
	4	日本歯科大学新潟歯学部を日本歯科大学新潟生命歯学部
18年（2006）	6	日本歯科大学創立100周年
24年（2012）	10	口腔リハビリテーション多摩クリニック開院
30年（2018）	4	在宅ケア新潟クリニック開院
30年（2018）	12	認知症Cafe（N-Caféアングル）開設
令和 2年（2020）	4	藤井一維、学長に就任
3年（2021）	10	日本歯科大学新潟病院と日本歯科大学医科病院を統合

2. 日本歯科大学新潟短期大学の沿革

日本歯科大学新潟短期大学はその前身を附属新潟専門学校として昭和58（1983）年に新潟歯学部

に附設された。その後、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学を新潟歯学部と同一のキャンパス内に設置した。設置時は2年制でスタートしたが、平成14（2002）年には教育制度を改革し、3年制の制度を取り入れ、教育内容の充実・介護福祉に貢献し得る歯科衛生士を育成するため、従来の訪問介護員養成研修制度を2級課程に進めた。平成24（2012）年に訪問介護員の資格が介護福祉士に統一されることになったためこの課程を終了し、本格的な看護実習を導入した。

さらに、高度な歯科衛生士の養成を目指すため専攻科を、従来の1年制の臨床研修コー

日本歯科大学新潟短期大学

スに加えて2年制の学士取得支援コースを増設して2コースとした。

学士取得支援コースはより高度な歯科衛生士教育を受けるとともに、明星大学の通信課程第3学年に編入学し、本学専攻科の2年間で必要な単位を取得して学士の資格を取得するものである。平成23（2012）年には淑徳大学の通信課程へと契約を変更した。

臨床研修コースは臨床課程コースの内、希望する一つの課程を専攻し、指導的な立場にたてる歯科衛生士を目指すものである。

平成23（2011）年、独立行政法人大学評価・学位授与機構による認定を受け、学士（口腔保健学）の学位が取得可能となったため、1年制の専攻科歯科衛生学専攻を設置し、2年制の学士取得支援コース及び1年制の臨床研修コースとともに廃止した。

平成26（2014）年、専攻科に1年制の在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻の臨床系2コースを設置した。これは高齢社会の到来に伴い専門的な研修を受けた歯科衛生士の社会的需要の高まりを受けたものであり、新卒者ばかりでなく既卒者の入学も可能であり、歯科衛生士の生涯学習や離職者の現場復帰支援にも機能する。

これにより専攻科は認定専攻科と臨床系専攻科を合わせて3コースとなり、新卒、既卒や本学卒業生か否かを問わず入学が可能であり、歯科衛生士学生を教育できる歯科衛生士の養成、社会に貢献できる臨床技術をもった歯科衛生士の養成、離職した歯科衛生士資格保有者のブラッシュアップと再就職支援などの機能を有することとなった。

日本歯科大学新潟短期大学の沿革

年	月	
昭和58年（1983）	4	日本歯科大学新潟歯学部附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設 中原 泉、校長に就任
62年（1987）	4	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置 中原 泉、学長に就任
平成元年（1989）	4	臨床研修歯科衛生コースを設置（修業年限1年）
3年（1991）	4	真田一男、学長に就任
7年（1995）	1	増原泰三、学長に就任
9年（1997）	4	専攻科歯科衛生学専攻を設置（修業年限1年） 旗手 敏、学長に就任
12年（2000）	4	石川富士郎、学長に就任
14年（2002）	4	日本歯科大学新潟短期大学を3年制に移行
15年（2003）	4	内田 稔、学長に就任
17年（2005）	4	専攻科2年制併設
18年（2006）	9	森田修己、学長に就任
20年（2008）	8	下岡正八、学長に就任
22年（2010）	9	柴崎浩一、学長に就任
23年（2011）	3	独立行政法人大学評価・学位授与機構の認定専攻科を設置

日本歯科大学新潟短期大学

24年(2012)	10	又賀 泉、学長に就任
26年(2014)	4	専攻科在宅歯科医療学専攻とがん関連口腔ケア学専攻を設置
29年(2017)	4	佐野公人、学長に就任
31年(2019)	3	五十嵐文雄、学長に就任
令和3年(2021)	4	小松崎明、学長に就任

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4(2022)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
日本歯科大学生命歯学部 生命歯学科	東京都千代田区 富士見1-9-20	160 〔128〕	960	780
日本歯科大学大学院 生命歯学研究科	東京都千代田区 富士見1-9-20	18	72	36
日本歯科大学東京短期大学 歯科衛生学科 歯科技工学科	東京都千代田区 富士見2-3-16	70 35	210 70	202 28
日本歯科大学東京短期大学専攻科 総合技工学専攻 歯科技工学専攻 歯科衛生学専攻 口腔リハビリテーション学専攻	東京都千代田区 富士見2-3-16	8 5 10 5	16 10 10 5	3 3 10 0
日本歯科大学新潟生命歯学部 生命歯学科	新潟県新潟市 中央区浜浦町1-8	120 〔70〕	720	389
日本歯科大学大学院 新潟生命歯学研究科	新潟県新潟市 中央区浜浦町1-8	18	72	39
日本歯科大学新潟短期大学 歯科衛生学科	新潟県新潟市 中央区浜浦町1-8	50	150	162
日本歯科大学新潟短期大学専攻科 歯科衛生学専攻 在宅歯科医療学専攻 がん関連口腔ケア学専攻	新潟県新潟市 中央区浜浦町1-8	5 3 3	5 3 3	5 0 0

〔 〕内は募集人員

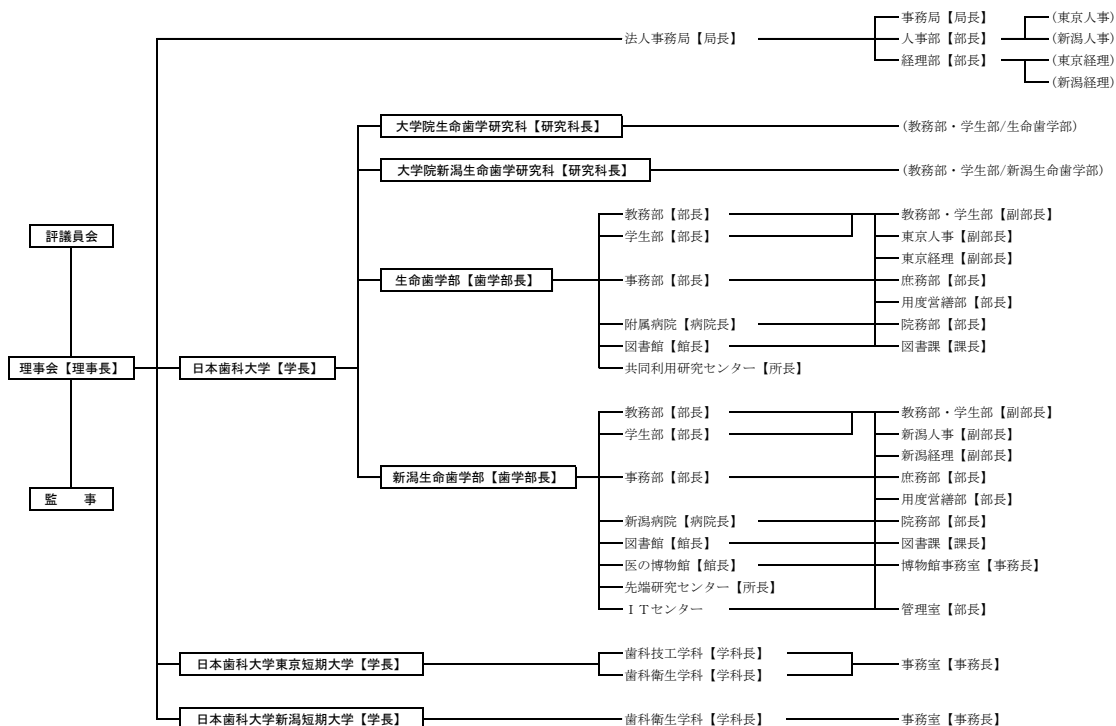
(人)

日本歯科大学新潟短期大学

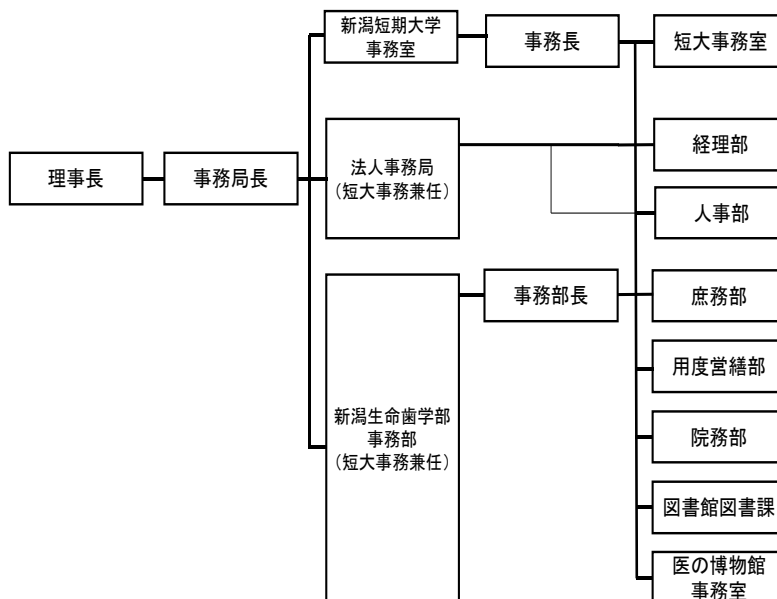
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4(2022)年5月1日現在

学校法人日本歯科大学事務組織図



日本歯科大学新潟短期大学事務組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

新潟県統計課「新潟県推計人口」によると、令和4年3月1日時点の新潟県人口は2,166,685人であり、年々減少傾向にある。近年の人口推移は以下のとおりである（表1、表2、図1参照）。

<表 1. 令和4年3月1日時点の新潟県人口動態>

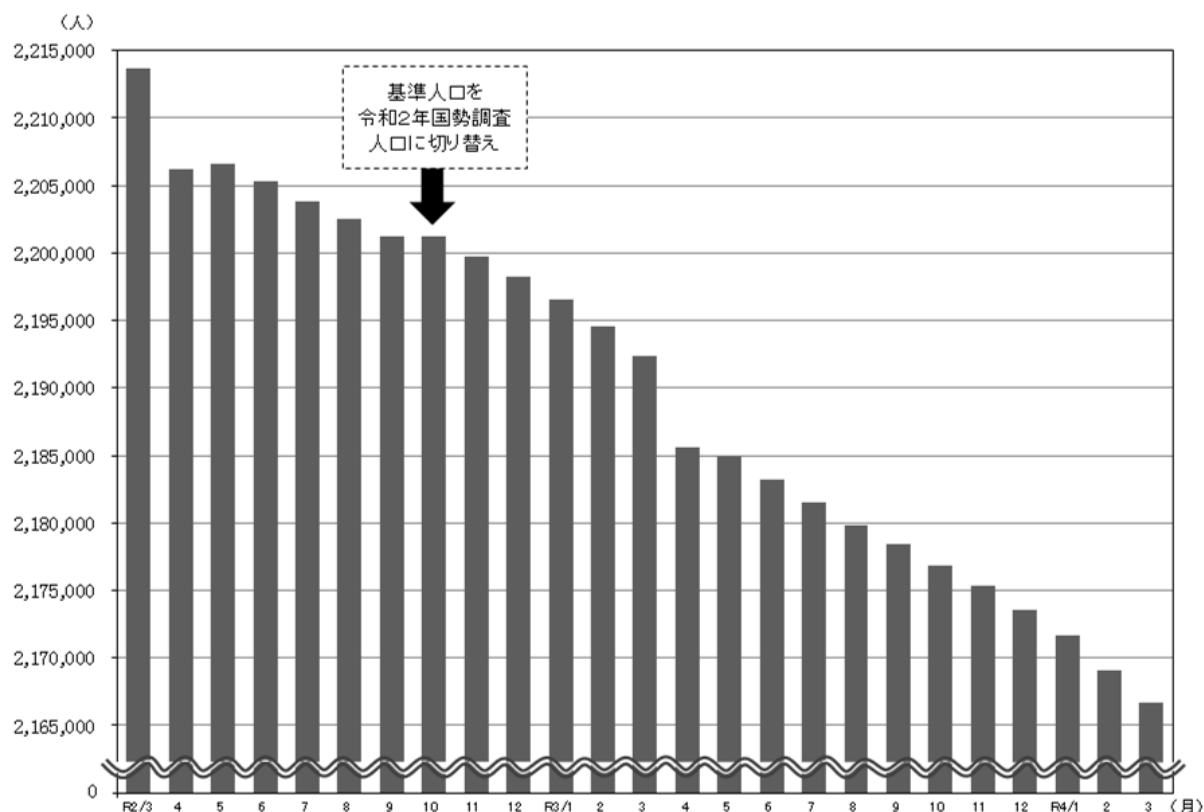
(単位:人、世帯)

	令和4年3月1日			前月人口・世帯	前年同月人口・世帯
	人口・世帯	対前月増減数	対前年同月増減数	(令和4年2月1日)	(令和3年3月1日)
総数	2,166,685	-2,354	-25,634	2,169,039	2,192,319
(男)	1,052,303	-1,114	-12,126	1,053,417	1,064,429
(女)	1,114,382	-1,240	-13,508	1,115,622	1,127,890
世帯数	909,522	-330	2,137	909,852	907,385

<表 2. 新潟県人口推移>

◆年推移			◆月推移					
年次	人口	対前年増減数	月次	人口	対前月増減数	月次	人口	対前月増減数
* 平成 22 年	2,374,450	-9,200	2. 4	2,206,219	-7,477	3. 4	2,185,626	-6,693
23	2,362,581	-11,869	5	2,206,566	347	5	2,184,855	-771
24	2,347,092	-15,489	6	2,205,266	-1,300	6	2,183,229	-1,626
25	2,330,797	-16,295	7	2,203,764	-1,502	7	2,181,526	-1,703
26	2,313,820	-16,977	8	2,202,518	-1,246	8	2,179,871	-1,655
* 27	2,304,264	-9,556	9	2,201,199	-1,319	9	2,178,430	-1,441
28	2,285,856	-18,408	* 10	2,201,272	73	10	2,176,879	-1,551
29	2,266,121	-19,735	11	2,199,736	-1,536	11	2,175,384	-1,495
30	2,245,057	-21,064	12	2,198,288	-1,448	12	2,173,530	-1,854
令和 元	2,222,004	-23,053	3. 1	2,196,594	-1,694	4. 1	2,171,686	-1,844
* 2	2,201,272	-20,732	2	2,194,560	-2,034	2	2,169,039	-2,647
3	2,176,879	-24,393	3	2,192,319	-2,241	3	2,166,685	-2,354

(単位:人)



<図 1. 新潟県人口推移>

また、同じく新潟県統計課「新潟県の新成人人口」によると、令和4年1月1日時点の新潟県20歳人口は推計で19,900人であり、新潟県人口同様に年々減少している。近年の人口推移は以下のとおりである（表3参照）。

<表 3. 新潟県新成人人口推移>

◆ 新成人人口の推移

年	新成人人口計(人)	性別		総人口に占める新成人人口の割合(%)
		男	女	
平成19年	23,000	11,600	11,400	0.95
平成20年	23,700	12,100	11,600	0.99
平成21年	24,500	12,400	12,100	1.02
平成22年	24,000	12,300	11,700	1.01
平成23年	22,800	11,700	11,100	0.96
平成24年	19,500	9,800	9,700	0.83
平成25年	20,900	10,800	10,100	0.89
平成26年	22,200	11,300	10,900	0.95
平成27年	22,900	11,800	11,100	0.99
平成28年	21,400	10,900	10,500	0.93
平成29年	19,300	9,900	9,400	0.85
平成30年	20,300	10,300	10,000	0.90
平成31年	21,200	10,900	10,300	0.95
令和2年	20,400	10,500	9,900	0.92
令和3年	20,600	10,700	9,900	0.94
令和4年	19,900	10,300	9,600	0.92

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

平成29年度～令和3年度の出身地別学生数（歯科衛生学科）を示す（表3）。

<表3. 平成29年度～令和3年度の出身地別学生数（歯科衛生学科）>

地域	平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
全 体	60	100	59	100	56	100	59	100	50	100
新潟市	24	40	21	36	22	39	29	49	26	52
下 越	11	18	13	22	9	16	10	17	4	8
中 越	13	22	12	20	16	29	12	20	5	10
上 越	6	10	9	15	4	7	4	7	5	10
県 外	6	10	4	7	5	9	4	7	10	20

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和3（2021）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

新潟県では昭和56年に県歯科保健計画が策定され、30年以上にわたり、生涯を通じた歯科保健施策が総合的に推進されてきた背景がある。特に子どものむし歯予防対策には、地域、歯科医師会、行政が一丸となって取り組み、新潟県内12歳児のむし歯数が全国最少となる等の大きな成果があげられている。平成20年には、全国に先駆け、新潟県歯科保健推進条例が制定され、その後、歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されたことを受け、法律との整合性を図るため、平成24年10月に条例の一部が改正され、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの一層の推進が求められている状況である。新潟県歯科保健推進条例の特徴として、新潟県は市町村歯科保健計画の策定を支援することとしており、その結果、歯科保健計画を策定している市町村は条例制定前の3市町村から、平成28年には全30市町村と増加し、市町村における歯科保健対策が推進されている。

また、国の経済財政運営と改革の基本方針においては、平成29年以降、生涯を通じた歯科健診の充実や、国民全体への口腔機能管理の推進、かかりつけ歯科医の普及等について示されており、歯科口腔保健の重要性はますます高まっている。一方で、新潟県におい

ては、青少年期以降の望ましい口腔衛生習慣が定着していないことや、オーラルフレイルへの対策、高齢化の更なる進行を見据えた在宅歯科医療提供体制の整備、障害児（者）等に対する歯科保健医療の実施体制の整備など、取り組むべき課題が散見されている。

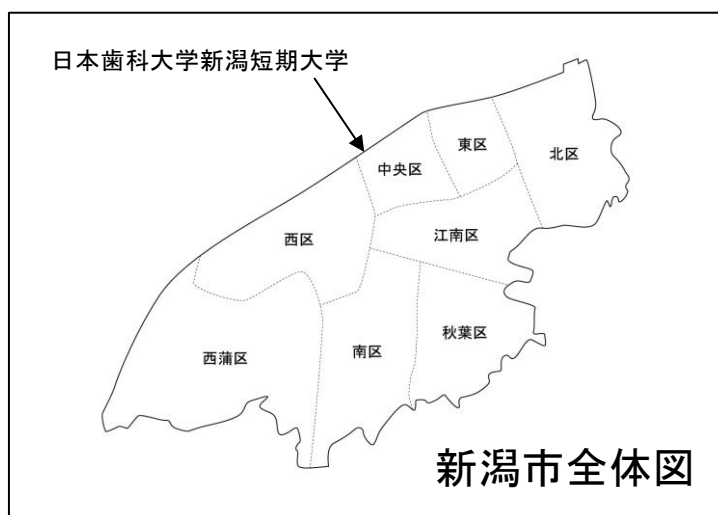
新潟県では令和3年3月に「新潟県歯科保健医療計画（第5次）～ヘルシースマイル21～」が策定され、新潟県歯科保健推進条例の基本理念である「県民一人一人の歯・口腔の健康づくりが日常の中で習慣化され、将来の世代に伝えられること」の実現を目指し、歯科保健医療施策が進められている。今後、新潟県における歯科衛生士の需要は、ますます高まり続けることが予測される。

■ 地域社会の産業の状況

新潟市は古くから港町として栄え、今も国際空港、上越新幹線、高速道路、港湾等の広域交通基盤が整備されており、本州日本海側最大の物流拠点であり唯一の政令指定都市である。現在、玄関口でもある新潟駅の整備事業が進められており、地域経済活性化を図った魅力ある都市創出が進展している。また、地形的にも信濃川や阿賀野川等の大河、鳥屋野潟や福島潟等の里潟、新津丘陵や角田山等の里山があり、多様性ある自然環境にも恵まれている。都市の利便性がありながら自然の豊かさを併せ持つ新潟市は、今後もさらなる拠点性の向上と持続可能な魅力あるまちづくりが期待される。

また、新潟市は国内最大の水田面積を有する大農業都市でもあり、高次機能と田園が共存する地域特性に富んだ都市である。米、野菜、果物等も産出しており、全国的に誇れる農水産物も多く、農業が身近にある環境を活かして全ての小学校において農業体験学習を行っている。さらには6次産業化の推進やスマート農業による革新的な農業の実践に向けて取り組み中であり、今後の農業の発展に期待できる環境が整っている。フードテック・アグリテック（食・農×テクノロジー）で強みを活かし、新たな産業の創出や食・農分野等の既存産業成長の可能性に溢れている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマB 学生支援] ○入学者受け入れの方針が入学試験要項(募集要項)に示されていないので、記載することが望まれる。
(b) 対策
入学試験要項(募集要項)に「教育の理念」「教育の目的」「教育の目標」「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」を明記した。
(c) 成果
本学を志望する生徒が、本学の教育についての概念を理解したうえで受験するようになった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] ○シラバスの準備学習の記載に関して、不十分な科目があるため改善が望まれる。
(b) 対策
シラバスについて、全ての科目において準備学習の記載を行った。
(c) 成果
教職員及び学生が準備学習の必要性について認識するようになった。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程、日本歯科大学新潟短期大学研究推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要項、日本歯科大学新潟短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項、科学研究費補助金取扱要領を策定し、本学の方針を明確に定め、たうえで適正に行っており、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、それぞれの役割を明確化したうえで、適切な運営を実施するための管理体制を構築している。

令和3年度においては、令和3年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の不正防止対策強化の3本柱に基づき、ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化について対策の検討及び整備を図った。

ガバナンスの強化については、新年度初回の教授会において最高管理責任者である学長より、学内における不正防止に向けた強い意思表示が伝えられた。令和3年9月定例教授会では「研究活動における不正行為の防止の徹底について」が提議され、学長より研究不正行為に対する考え方やペナルティ等について説明され、不正防止の徹底が全学的に要請された。また、監事に対しては「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト」及び「体制整備等自己評価チェックリスト」の確認を依頼しており、その他不正行為全般について必要に応じて意見を求めている。

意識改革については、最高管理責任者である学長及び統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者である学科長の主導により、全学的に意識改革が図られている。コンプライアンス教育として学内外研修会への参加要請や、啓発活動として会議やメールでのアナウンスを随時行っており、全学的に不正行為根絶の意識を醸成させている。

不正防止システムの強化については、専門的知識を有する公認会計士による監査や学内監査の実施により、チェック機能を強化している。必要に応じて監事との連携も図っており、不正防止に向け盤石の体制を築いている。

また、新年度には科研費採択者及び事務職員を対象に科研費交付申請説明会を開催し、科研費の概要と取扱いについて周知徹底を図った。また、科研費の応募時期には科研費応募申請にあたっての変更点や注意点等についての説明会を開催し、さらには研究倫理教育の一環として、教授会において「科学の健全な発展について」の学長からの説明の実施やeラーニングの受講要請を行った。科研費に関する内部監査も適切に実施しており、学内における公的資金の管理に対する意識は高いと認識している。

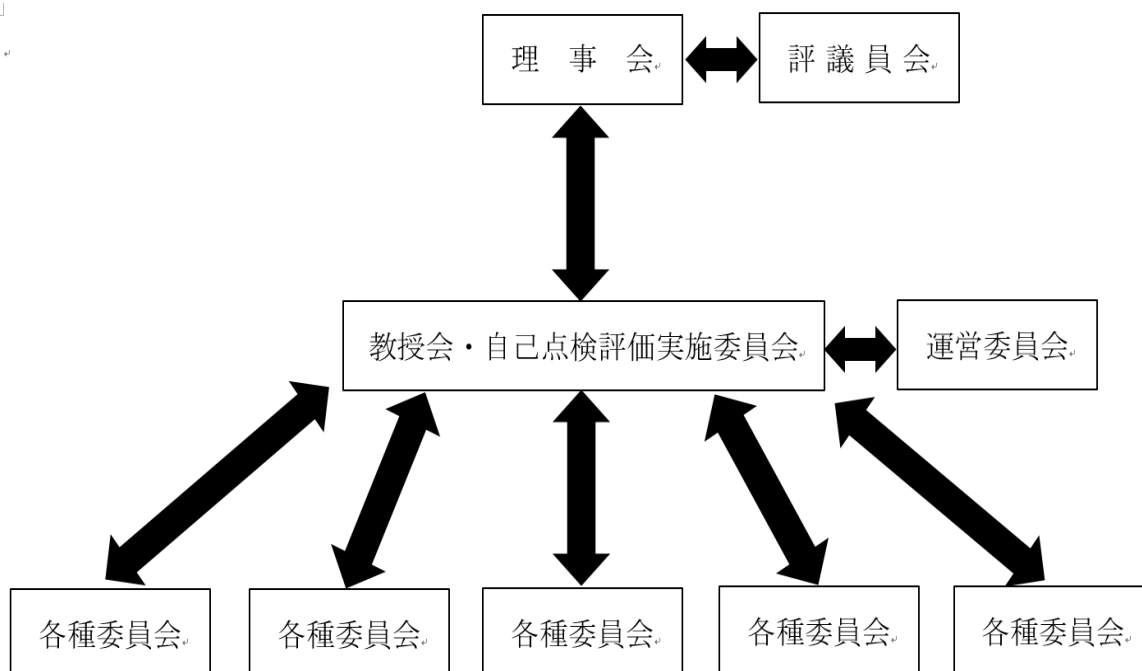
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

【自己点検評価実施委員会】

委員長	小松崎	明	（学 長）
委 員	浅 沼	直 樹	（学科長・ALO）
委 員	土 田	智 子	（教務課長）
委 員	宮 崎	晶 子	（学生課長）
委 員	今 井	あかね	（教 授）
委 員	長谷川	優	（教 授）
委 員	吉 村	建	（教 授）
委 員	恩 田	宣 士	（事務長）

【自己点検・評価の組織図】



【組織が機能していることの記述】

日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程に基づき、本学の発展及び社会的使命を達成するため、教育、研究、運営等の状況について自ら自己点検・評価を行っている。また、理事長、学長の強力なリーダーシップのもと、学内各組織が密に連絡を取り合い、全学的に取り組む体制が整備されているため、内部質保証の実現のためのPDCAサイクルが確立されている。本学全専任教職員全員がいずれかの学内組織に所属し、自己点検・評価の必要性に対する共通認識を持って積極的に関わっているため、組織的に機能していると認識している。

【自己点検・評価報告書完成までの活動記録】

年 月 日	活動内容
令和3年4月19日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和2・3年度自己点検・評価報告書の作成 ・令和4年度短期大学認証評価受審の再確認 ・学長、教務課長の新任に伴い本学の方針の再確認
令和3年5月19日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和2・3年度自己点検・評価報告書の作成
令和3年6月15日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和2・3年度自己点検・評価報告書の作成 ・令和4年度短期大学認証評価実施要領の説明
令和3年7月28日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和2・3年度自己点検・評価報告書作成完了の報告 ・令和4年度短期大学認証評価申込み完了の報告 ・令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会の連絡
令和3年7月28日	<教授会へ報告> ・令和2・3年度自己点検・評価報告書作成完了の報告
令和3年8月	<理事長・理事・評議員へ報告> ・小松崎明新潟短期大学学長より中原泉理事長、藤井一維理事、中原賢評議員、山口晃評議員へ令和2・3年度自己点検・評価報告書作成完了の報告
令和3年8月23日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会の連絡 ・令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会資料の説明
令和3年8月27日	<令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会参加> 参加者：学長、学科長（ALO）、教務課長、学生課長、事務長
令和3年9月22日	<自己点検評価実施委員会開催> ・令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会の報告 ・令和4年度短期大学認証評価関係様式の説明

令和3年10月20日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成依頼
令和3年11月17日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和3年12月15日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和4年1月21日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和4年2月15日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和4年3月14日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和4年4月20日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成 ・令和3年度短期大学認証評価結果報告書及び振り返りの説明 ・令和4年度短期大学認証評価受審の再確認 ・教授の新任に伴い本学の方針の再確認
令和4年5月16日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書の作成
令和4年6月15日	<p><自己点検評価実施委員会開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書作成完了の報告
令和4年6月15日	<p><教授会へ報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度自己点検・評価報告書作成完了の報告
令和4年6月	<p><理事長・理事・評議員へ報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松崎明新潟短期大学学長より中原泉理事長、藤井一維理事、中原賢評議員、山口晃評議員へ令和4年度自己点検・評価報告書作成完了の報告

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学校法人日本歯科大学 HP 「建学の精神」
<http://www.ndu.ac.jp/school-motto/index.html>
- 2 日本歯科大学新潟短期大学学則
- 3 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「短大概要」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/outline/>
- 4 日本歯科大学新潟短期大学シラバス（令和 3（2021）年度）
- 5 日本歯科大学新潟短期大学学生便覧（令和 4（2022）年度）
- 6 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和 3（2021）年度入学者用）
- 7 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和 4（2022）年度入学者用）
- 8 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和 3（2021）年度入学者用）
- 9 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和 4（2022）年度入学者用）
- 10 日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程

備付資料

- 1 日本歯科大学創立 100 周年記念誌 P4-5
- 2 日本歯科大学創立 110 周年記念誌 P4-5
- 3 学校法人日本歯科大学 HP 「出版物」
<http://www.ndu.ac.jp/magazine/>
- 4 日本歯科大学新聞縮刷版（令和 3（2021）年度）
- 5 大学連携新潟協議会規約
- 6 高等教育コンソーシアムにいがた会則
- 7 高等教育コンソーシアムにいがた
<https://consortium-niigata.jp/>
- 8 新潟市高等学校等教育コンソーシアム規約
- 9 新潟市高等学校等教育コンソーシアム活動報告
- 10 リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2021 にいがた参加報告書
- 11 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「校友会」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/koyukai/>
- 12 日本口腔保健学雑誌（令和 3（2021）年度）P14-21

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

学校法人日本歯科大学は明治40年の創立以来、建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており（提出-1）、この創立者の精神は、傘下の日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学大学院生命歯学研究科、日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科、日本歯科大学附属病院、日本歯科大学新潟病院、日本歯科大学東京短期大学、日本歯科大学新潟短期大学、医の博物館、口腔リハビリテーション多摩クリニック、在宅ケア新潟クリニックのすべての組織に共通するものとして116年を超える年月において脈々と継承されている。学校法人日本歯科大学理事長である中原泉は平成18年の「日本歯科大学創立100周年記念誌」に「建学の精神」を寄稿し、その中で、「自助努力という信念と勇気により、本学は、自らの判断と責任において大学運営の舵取りを続けてきた。この100年間、一貫して継承された自主独立こそ、日本歯科大学の建学の精神なのである。」と述べている（備付-1）。さらに、平成28年の「日本歯科大学創立110周年記念誌」に寄稿した「創立110年の宣言」の中で、「私どもは、まだまだ自らの足らざるところを知っている。今後は、それらを是正し改善し補強して、さらに高みをめざすことが、現役世代に課せられた責務である。」と述べており（備付-2）、現状に甘んじることなく常に前進し続ける姿勢を学校法人日本歯科大学の運営ビジョンとして明確に示している。また、昭和23年4月に創刊され既に674号をこえる日本歯科大学新聞会発行の「日本歯科大学新聞」（備付-3）では、各種式典の様子も掲載されており、学内外に「建学の精神」についての理念や考え方を表明している。日本歯科大学新聞縮刷版（備付-4）も年一回発行しており、全教職員に向け情報を発信している。

日本歯科大学新潟短期大学も創立者の精神を踏襲しており、建学の精神は同じく「自主独立」である。本学では、建学の精神に基づいて定められた教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げ、教育活動を展開している。

本学では、学校法人日本歯科大学創立以来の建学の精神「自主独立」を受け、次のテーマを軸に歯科衛生士の養成を展開している。

テーマ1 「自分の行為に責任を持つ」

歯科衛生士は、医療・介護の現場において、患者さんに対して、直接的に対面し行為を行うという業務を担っている。その意味から、自分の行う行為における責務の大きさを自

覚する。

テーマ2 「人との関わりを大切にする」

歯科衛生士は、医療の現場において、常に人と関わりを持つ。その際には、患者さんとのコミュニケーションなくして、医療行為は成り立たない。そのため、人とのコミュニケーションを通して、一職業人として、また一社会人として患者国民に貢献できる歯科衛生士を志す。

テーマ3 「豊かな心を培う」

歯科衛生士は、気持ちのいい挨拶、ハッキリした返事、テキパキした動作、清潔と身綺麗を常として、人に接し業務に励む。その態度と行動を通して、職業人また社会人としての豊かな心を培う。

上記3つのテーマは本学の教育特色を踏まえているものであり、その目的は高度な歯科衛生士の育成を目指すものである。また、本学では教育の理念として、「本学学則（提出-2）には、その目的を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する」と掲げている。教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定められており、本学の建学の精神、教育の理念は教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ「短大概要」（提出-3）において広く学外に対し公表するとともに、シラバス（提出-4）及び学生便覧（提出-5）に掲載している。学内において建学の精神を共有するための取り組みとして、各学年の新年度オリエンテーション時に建学の精神に基づく教育の理念を説明し、周知徹底を図っている。また、保護者に対しても、新入生オリエンテーションや各学年保護者説明会（令和3年度はコロナ禍のためオンラインにて開催）の際にその内容を伝達している。さらに、大学案内（提出-6～7）、入学試験要項（提出-8～9）にも掲載し、受験生に対しても本学の建学の精神を開示している。建学の精神は新潟短期大学事務室前のロビーに、教育の目標は全教室に掲額し、常に教職員・学生の眼に触れるようにしている。教職員に対しては、年度初めの教授会にて建学の精神に基づく年度方針が学長より述べられ、学内において共通認識の形成を図っている。

教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、教育の質保証を図るため、カリキュラムとの整合性及び学生の態度教育の観点から学生生活に照らし合わせ、教務・学生委員会において追加・変更の必要の有無を定期的に確認している。これに自己点検・評価の結果を踏まえ、毎年1月の教授会にて協議事項として提議され、最終的な内容の検討と確認を行っている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座では、日本歯科大学新潟生命歯学部の公開講座委員会に本学学長及び教職員2名が委員として参加しており、年2回の公開講座を企画・運営している（令和3年度はコロナ禍のため中止）。

生涯学習事業としては、毎年7月に日本歯科大学新潟短期大学校友会（雪つばき会）が主催となり、本学卒業後研修事業を企画・運営している。この事業は、新潟県歯科衛生士会の後援により日本歯科衛生士会の生涯研修認定講習の役割も果たしており、参加者は本学卒業生のみならず多くの歯科衛生士が参加している。令和3年度はコロナ禍により研修会は中止となったが、過去の研修会の概要を「雪つばきだより（会報）」や本学ホームページ「校友会」で公開している（備付-11）。今後は、オンデマンド形式による研修会の実施を計画している。

また、本学では、学外関係者より授業参加の要望があった場合には個別に対応を図っている。現役学生の学習に支障がなければ、原則的に講義の聴講や実習の見学は可能であるが、単位認定は行っていない。そのため、キャリアアップや系統的な学び直しを希望する者に対しては、専攻科の入学を案内している。

さらに、短期大学の役割とされる、「社会人の再就職支援のための再教育の場となるコミュニティカレッジ」としての機能を果たすため、本学卒業生には基礎実習室を開放し、再就職に向けた知識・技術面の支援を個別に行っている。

地域・社会の地方公共団体との連携では、平成26年度より「大学連携新潟協議会」と連携協定締結を行っている（備付-5）。本協議会は、新潟県内の大学の英知をより一層新潟市の施策に活用するとともに、大学の地域貢献を進め、市民満足度を向上させることを目的として活動している。令和3年度は情報交換会を2回実施している。

本学が加盟している「高等教育コンソーシアムにいがた」（備付-6）は、新潟県内にある高等教育機関が相互に連携・協力して、新潟県の教育・研究の充実を図るとともに、新潟県の地方公共団体や産業界と連携しながら、地域社会・国際社会の教育・文化の向上・発展及び人材育成に貢献し、もって新潟県の教育・文化環境の向上及び個々の高等教育機関の発展に寄与することを目的とした組織である。本組織では、前述の目的を達成するため、以下の事業を掲げている。

1. 高等教育機関相互の教育分野における連携に関する事業
2. 高等教育機関相互の研究分野における連携に関する事業

3. 高等教育機関と地域社会・国際社会との交流、人材育成及び連携に関する事業
4. 高等教育機関と初等・中等教育機関との連携に関する事業
5. 高等教育機関相互の教職員の能力開発における連携に関する事業
6. その他目的を達成するために必要な事業

本学は、令和3年度情報発信部会の幹事校として、合同進学説明会への参加や、「高等教育コンソーシアムにいがた」のホームページ（備付-7）及び公式SNSによる情報発信運営に携わった（日本歯科大学新潟生命歯学部との共同幹事）。また、同じく部会の1つである歯科系タスクフォース部会では、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学とともに歯科衛生士や歯科技工士の社会的認知度向上と入学志願者増加のための活動を行っている。例年、地区歯科医師会と連携して高校へ訪問し、希望者に対する進学相談会や出前講義を3大学が合同で開催している。なお、令和3年度は、新潟市立木山小学校1、4、5年生を対象に学級指導を行った（11/4実施）。

本学は、令和3年度より「新潟市高等学校等教育コンソーシアム」（備付-8）へ参画した。本会は、新潟市立高校等の社会に開かれた教育課程の実現及び市立高校等を核とした持続可能で魅力あるまちづくり、地域力を活かした協働によるまちづくり、学校と地域社会が共に学ぶことのできる場の充実と新しい文化の価値の創造に資することを目的として構築された団体である。本会は、前述の目的を達成するため、以下の事業を掲げている。

1. 市立高校等と外部機関との連携による事業
 - ・調査
 - ・研究事業
 - ・情報交換及び交流事業
 - ・「探究的な学習」「キャリア教育」「インターンシップ」に関する事業
2. 新潟市の施策に関する推進事業
 - ・地域の担い手育成に関する事業
 - ・地域社会発展に関する事業
 - ・地域魅力創造に関する事業
3. その他目的を達成するために必要な事業

本学は、本事業の一環として、高志中等教育学校土曜活用講座（7/10、8/7、11/14）に教員3名を講師として派遣した（備付-9）。生徒側との質疑応答の時間もあり、学ぶことの意義、進路及び進学意識を醸成できたと考えている。

新潟県歯科医師会が主催する「歯と口の健康フェア」には例年学生ボランティアが参加している。令和3年度はコロナ禍のため、例年と異なり規模を縮小してのパネル展示となった。そのため、パネル展示の協力を行った。新潟県内の各市町村が主催して開催する健康イベントにも、例年ボランティアとして本学の教員と学生が参加しているが、令和3年度はコロナ禍のため、すべてのイベント行事が中止となっている。

さらに学校歯科医と連携して成長期の子どもに対する歯科口腔保健の指導や教育を行う方法を模索しており、すでに幼稚園・保育所や小学校と連携して歯科保健指導を行い、

体系化を検討し一部実施している。新潟市立浜浦小学校5年生を対象に数年に渡り行ってきた個別保健指導事業においては、その研究成果について日本歯科保健学会誌で論文発表を行った（備付-12）。

ボランティア参加は歯科系だけではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学新潟病院とともにがん患者支援のチャリティーイベントのリレー・フォーライフ・ジャパンにいがたにも毎年参加している。今年度はオンラインによる動画参加（オンデマンド形式）を9/19に行った（備付-10）。

また、震災地でのボランティア活動は、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学新潟病院とともに、本学からも参加している。震災地での活動へは歯科衛生士教員が参加しており、これまでに、中越沖地震被災者が避難している体育館や公民館等で被災者を慰問するとともに、避難所における口腔清掃や入れ歯の手入れなどについての相談を受け、歯科保健指導を行ってきた。なお、令和3年度の出務はなかった。

以上のように、新潟県内各自治体や地区歯科医師会等との連携を深めており、連携事業の実施、各種ボランティア活動の参加など、実績を積み重ねてきた。各種事業やイベントは企画段階から参加している案件もあり、特にボランティア活動については、学生に意義・目的・実施内容などを説明したうえで募集を行っている。本学単独事業の場合は、プロジェクトごとに各種学内委員会が中心となり対応している。

さらに新型コロナワクチン接種について、令和3年度には新潟キャンパスが職域接種会場となり、本学学生や教職員だけでなく、その家族、近隣の企業や事業所、学校などの職員、家族にも対応し、本学としても実施運営について協力を行った。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会において定期的に追加・変更の必要の有無を検討している。問題点があれば直ちに教授会に報告され、協議が行われることになる。さらに、例年1月の教授会において、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直しについて協議事項として提議され、最終的な内容の協議と確認が行われている。令和3年度は内容の異議あるいは見直しの必要性は認められなかった。しかし、時代の求めに応じた教育の質を保証するため、学生の質の変化に対応する弾力的な運用を今後も検討していきたい。特にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについては、その社会的背景や短期大学教育を取り巻く環境などの変化に応じて、時代の流れに即した内容となるよう十分な検討が必要であると考えている。

地域・社会への貢献については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、様々な取り組みやイベントが中止あるいは活動制限を余儀なくされている。学生にとって地域・社会への貢献活動は有意義な経験となるため、このような状況下でも可能な地域連携方法を検討していきたい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の建学の精神である「自主独立」は、学校法人全体に共通するもので同じ方針に沿って教育を進めている。「自主独立」の解釈及び具現化の方法論について、三つのテーマを軸に分りやすく表現し、学生及び教職員に対して建学の精神の共有化を図っている。日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程（提出-10）や組織体制も整備されており、これまでも、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを遅滞なく定期的に確認し、学生の質の変化に対応すべく弾力的な運用を行ってきた。また、本学の歴史や建学の精神の成り立ちを知るためには、学校法人日本歯科大学理事長である中原泉が「日本歯科大学創立100周年記念誌」に寄稿した文章が極めて重要であることから、その内容を新入生オリエンテーションの際に学生に伝達し、「建学の精神」の共有化に役立てている。今後も本学は、建学の精神に基づく教育を実践し、自助努力という信念と勇気により自らの判断と責任において舵を取り、自ら道を切り拓ける歯科医療人の育成を目指していく。

これまで本学は、公開講座や生涯学習事業の開催、「大学連携新潟協議会」「高等教育コンソーシアムにいがた」「新潟市高等学校等教育コンソーシアム」への参画、新潟県内の各市町村や新潟県歯科医師会が実施する健康イベントへの学生のボランティア参加などを通して積極的に地域・社会への貢献を行ってきた。令和3年度はそのほとんどのイベントが新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止となり、実施されたイベントについても大幅に活動内容が制限されたものとなった。そのような状況下であっても、可能な範囲でポスター展示やオンライン参加などに取り組んだ。今後は感染の収束状況を確認しながら、地域・社会への活動を再開していきたい。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学則
- 3 日本歯科大学新潟短期大学 HP「短大概要」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/outline/>
- 4 日本歯科大学新潟短期大学シラバス（令和3（2021）年度）
- 5 日本歯科大学新潟短期大学学生便覧（令和4（2022）年度）
- 6 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和3（2021）年度入学者用）
- 7 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和4（2022）年度入学者用）
- 8 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和3（2021）年度入学者用）
- 9 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和4（2022）年度入学者用）
- 11 日本歯科大学新潟短期大学 HP「情報公開」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/disclosure/>

- 12 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・マップ
- 13 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・ツリー
- 14 第31回歯科衛生士国家試験学校別合格者状況
- 15 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「7つの自慢」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/point/>
- 16 専攻科生修了レポート集（令和3（2021）年度修了生）
- 17 入学前教育プログラム（リメディアル）結果（令和4（2022）年度入学生）
- 18 基礎力リサーチ結果（令和3（2021）年度）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

学校法人日本歯科大学の創立以来の建学の精神「自主独立」を受け、日本歯科大学新潟短期大学では、次のようなテーマを軸に歯科衛生士の養成を展開している。

テーマ1 「自分の行為に責任を持つ」

歯科衛生士は、医療・介護の現場において、患者さんに対して、直接的に対面し行為を行うという業務を担っている。その意味から、自分の行う行為における責務の大きさを自覚する。

テーマ2 「人との関わりを大切にする」

歯科衛生士は、医療の現場において、常に人と関わりを持つ。その際には、患者さんとのコミュニケーションなくして、医療行為は成り立たない。そのため、人とのコミュニケーションを通して、一職業人として、また一社会人として患者国民に貢献できる歯科衛生士を志す。

テーマ3 「豊かな心を培う」

歯科衛生士は、気持ちのいい挨拶、ハッキリした返事、テキパキした動作、清潔と身奇麗を常として、人に接し業務に励む。その態度と行動を通して、職業人また社会人としての豊かな心を培う。

また、日本歯科大学新潟短期大学の教育の理念として、「本学学則（提出-2）には、その目的を「本学は、学校教育法に精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的

を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する」と掲げている。

本学では、上記教育の理念に基づき、教育の目的を以下のように定めている。

教育の理念を具現するために、一般教養と歯科の基礎と臨床に関する最新の講義と実習を行い修得させる。これにより、歯科衛生士として地域社会に通用する人格、技能及び使命感を有し、口腔保健衛生の向上に寄与する人材を養成するとともに、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

上記目的を達成するため、教育の目標を以下のように定めている。

1. 人との関わりを通して、相手を尊重した対応ができる。
2. 社会人として自らの健康を守り、調和のとれた豊かな人間性を養う。
3. 医療チームの一員として周囲と協調すると共に、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる能力を養う。
4. 社会のニーズに対応し、歯科衛生士としての使命感に基づいて自己研鑽ができる能力を養う。

本学では、これらの内容をシラバス（提出-4）及び学生便覧（提出-5）に掲載しており、学生に対してはオリエンテーション時に伝達し、また、新入生の保護者に対しても保護者説明会を行い、学科長より伝達している。

学生のみならず、教職員に対しても毎年新年度にシラバス・学生便覧を配布し、学生指導の基準としている。また、教育目標は各学年の教室内の教壇横の壁面に掲額し、常に学生・授業担当者の眼に触れられるようにしており、さらに大学案内（提出-6～7）や入学試験要項（提出-8～9）にも記載し、本学入学を希望する生徒にも提示している。

各授業担当者に対しては、シラバス作成依頼時、教育目的・目標を基盤とした授業構成を年度末に依頼しており、各授業の一般目標・到達目標に学習成果が反映されている。各授業担当者は初回授業時に再度口頭で学生に伝えるようにしている。

学外への表明に関しては、教育の理念・教育の目的・教育の目標を本学ホームページ「短大概要」（提出-3）や大学案内などで広く公表している。また、オープンキャンパスや進学説明会等で進学希望者に対し、本学の教育の理念・教育の目的・教育の目標を説明のうえ、本学が求める歯科衛生士像について説明を行っている。

教育の目的や教育の目標については、毎年度、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において見直しを行っており、平成21年度には歯科衛生学科の教育の目的の「歯科保健衛生」を「口腔保健衛生」と改めた。平成26年度には、新設された臨床系専攻科2科の目標を策定し、専攻科全体の教育の目的・教育の目標の見直しを図った。

教育の目的・教育の目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかの定期的な点検に関しては、「建学の精神」に基づき「日本歯科大学新潟短期大学の目標」を実現するために、本学のアイデンティティーをどこにおくか定め、その方針をFD・SD委員会

による研修会を行って教職員に周知徹底し、実現のための体制を整備している。令和4年1月には、教育及び学生支援の向上・充実のためのPDCAサイクルを考える事を目的としたFD・SD研修会を開催し、全教職員で本学の現状について共有を図った。

卒業生の質の保証という観点から、すべての教育活動はディプロマ・ポリシーの実現に帰結し、これが各種の問題に対する判断基準となることを教職員及び学生が認識するよう確認作業を行っている。具体的には、本学をどのような大学にして、どのような卒業生（歯科衛生士）を輩出するのか、逆にどのような学生は進級できないのか、社会や地域住民にどのように貢献していくのか、他の歯科衛生士養成機関と比較して本学の特徴はどこにあるのか、個々の問題を解決するために具体的な手順を全学的に検討し、さらに学生による授業評価結果及び就職先への本学の人材養成に関するアンケート調査結果から見直しを図っている。

引き続き、これら方針等の定期的な内容の見直しを図り、「到達指標」のルーブリック化を図るとともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに加えて学習成果や教育効果の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）を定め、本学教育の基本的な方針をより明確にしていきたい。こうして卒業認定・学位授与の方針を中心とする「教育に関する基本方針」はもとより、方針を具体化した教育の目標、さらに各授業科目における一般目標・到達目標も明確にして、本学の教育によって育成していく人材像とその具体的内容を明らかにしていくことで、建学の精神がすべての目標につながるよう努めてゆく。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神、教育の理念及び設置目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育の目標を定めて教育を行った結果、学生一人ひとりが得た教育の基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。このため、重要となるのは、建学の精神に基づく三つの方針である卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）であり、その中でも卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が、学生が卒業までに身に付ける学びの成果であると位置付けている。

歯科衛生学科・専攻科の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、本学の建学の精神や教育の目的に基づいて策定している。

【歯科衛生学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

1. 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ。
2. 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。
3. 歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
4. 国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。

【専攻科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

1. 医療人としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
2. 専門分野の高度な知識・技能を修得し、保健・医療・福祉・介護に貢献できる能力を持つ。
3. 科学的根拠に基づいた口腔保健を実践できる。
4. 歯科衛生士の指導者としての自覚を持つ。

建学の精神「自主独立」に基づく卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもとで各教科の目標を明記し、学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知をしている。シラバス作成時には、教育の目的・教育の目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標・到達目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。定期試験や授業ごとの小テスト、実技試験、OSCE（客観的臨床能力試験）、病院臨床評価を実施し、評価結果をすべてデータ化したうえで管理をしている。

学生の成績については教授会にて厳正なる審査を行い、学生が学習目標に到達しているかを確認している。年度末ごとの成績優秀者は短期大学事務室前に掲示を行い、学術奨励賞受賞者には年度初めの教授会で授与式を行っているが、令和2年度に引き続き令和3年度は、新型コロナウイルス感染対策として銀行口座振込方式で実施した。

日本歯科大学新潟歯学部附属歯科専門学校（歯科衛生学科）時代を含め、創立以来、歯科衛生士国家試験において、受験者はすべて合格している。これまでに不合格者を出していないことは、学習成果が目標レベルに到達していることを表すものとする（提出-14）。なお、その結果を本学ホームページ「7つの自慢」（提出-15）にも掲載し広く公表している。

また、専攻科の教育概要に関しては、以下のとおりである。

[専攻科歯科衛生学専攻]

専攻科歯科衛生学専攻では、歯科衛生学科で学んだ基礎的知識のうえに、歯科衛生士としてさらに専門的知識及び高度な技術を修得して応用能力を備えるとともに学士（口腔保健学）の学位を取得して、指導者となり得る歯科衛生士を育成することを目的とする。

[専攻科在宅歯科医療学専攻]

要介護高齢者に対する口腔衛生管理により、嚥下性肺炎の発症率が減少することが報告

されている。一方、要介護高齢者の約7割が何らかの歯科治療が必要であるにも関わらず、実際に歯科治療を受けた者は3割に満たない状況にあるという調査結果があり、要介護高齢者に対する訪問歯科診療の必要性が叫ばれている。

日本歯科大学新潟病院では、昭和62年から地域の要請により、大学では初めて在宅歯科往診チームを設立し歯科訪問診療を実施している。これからの歯科衛生士は、在宅歯科医療における安全で高度な歯科医療の提供に必要な知識はもとより、専門的口腔衛生の管理、咀嚼機能の向上、筋機能訓練、摂食・嚥下機能の獲得などの専門的知識・技能・態度の習得が必要であり、歯科衛生士の業務を臨床の場で学ぶことにより、歯科訪問診療のプロフェッショナルを育成することを目的とする。

[専攻科がん関連口腔ケア学専攻]

近年、がん治療の現場では、がん患者の劣悪な口腔環境が関連した様々な合併症により、治療完遂率の低下や入院期間の延長、QOLの低下が生ずる事が問題視され、患者の口腔衛生環境の改善、保持と歯科的管理の重要性が増している。特に周術期や抗ガン剤化学療法、放射線治療、造血幹細胞移植等における感染症予防、口腔粘膜炎軽減策としての口腔ケアと口腔機能管理は重要となりつつある。このため歯科衛生士を含む歯科医療従事者は、がん患者の治療や合併症、様々な全身的なリスクに関する知識と口腔の状態、機能に関するアセスメントを含めた口腔機能管理・口腔ケアに関する知識と技術の修得が求められている。本専攻科は、実践的な臨床の現場における研修を通して、診療所又は急性期病院において、多職種と連携して、がん患者の口腔機能管理・口腔ケアを担う専門的知識と技能を具備した歯科衛生士を育成することを目的として設置する。

専攻科（がん関連口腔ケア学専攻、在宅歯科医療学専攻）修了者は、歯科衛生士として指導的立場を担い、日本歯科大学新潟病院をはじめとして歯科衛生学科学生の教育や歯科衛生士の資質や社会的地位向上、そして地域住民に貢献すべく活躍している。

専攻科（歯科衛生学）修了者は、修了レポート（学修成果）の審査を受けて独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等となる「学士」を授与されており、学習成果は日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会で発表し、歯科医師、歯科衛生士、研究者、他の医療関係者、学生などから評価を受けており、その内容を日本口腔保健学雑誌等へ投稿し広く公表している（提出-16）。

学習成果に関しては、「教学マネジメントに関する要項」の改正に基づき、改善案とともに学習成果の見直しを含め教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において定期的に点検・評価を行っている。また、全教科において、学期末に教員及び学生に対して自己評価・教員評価を行い、データ化して科目担当者にフィードバックを行っている。特に、国家試験の合格率、全国模試、試験問題の質の向上（ブラッシュアップ）と識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価で行い、社会のニーズを把握したうえで、学習目標・学習内容が適切であるかを振り返り、更なる充実を図っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針である「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は建学の精神を基盤として教育の理念・教育の目標とともに一体化して定められている。

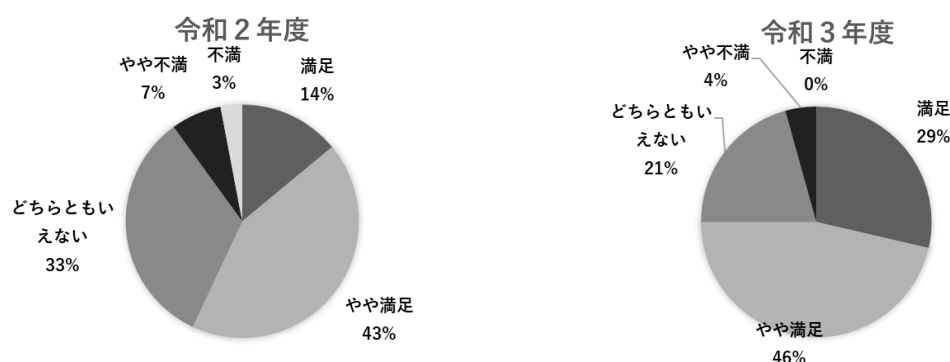
三つの方針は、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会で審議を経て策定し、学則において教育課程は体系的に編成するものと規定され、シラバス、学生便覧シラバス、本学ホームページ「情報公開」（提出-11）に掲載されている。それぞれ関連する法令（学校教育法、歯科衛生士法、歯科衛生士学校養成所指定規則、短期大学設置基準等）を適宜確認し法令遵守に努めている。法令等の変更に関しては、各関連官庁からの法改正等による通達及び事務連絡を適宜確認している。関連事項の通達がある場合、学則変更等を行い、法令遵守に努めている。卒業認定・学位授与の方針に基づき教育課程編成・実施の方針に従い科目を配置しており、教員は担当科目の教育を通じて「学位授与の方針」が達成できるよう教育している。

進学相談会やオープンキャンパス参加の時点から入学、卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識のもと教育活動に取り組み、具体的にはオープンキャンパスの全体説明会や個別相談等において、本学の教育の目的、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」などを説明するとともに、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に示されている項目に基づいて入学者の選抜を行っている。「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を達成するためには、教え手である教職員と学び手である学生の双方が可視化されたカリキュラムを共有する事が重要であるため、カリキュラム・マップ（提出-12）及びカリキュラム・ツリー（提出-13）を作成し、各授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）及び「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）とどのように関連しているのかを学生へ提示する事により、計画的に学べるよう配慮している。学習方略には、講義のみならず、アクティブ・ラーニングも適宜取り入れ、能動的な学習の充実を図り、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。この三つの方針は、本学ホームページ、学生便覧、シラバスに掲載し、学内外に公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策として、密回避のための少人数制実習とオンライン授業を継続した。新入生全員に大学で推奨するパソコン・タブレットの仕様（スペック）とネット環境を示し、快適なオンライン授業の受講と、コンピュータ活用の学びを促進している。

下記に示す学生のアンケート結果からも、令和3年度は令和2年度よりも満足であると回答するものが増加し、不満と回答するものは0%であった。この事からも、本学におけるオンライン授業形態が十分に対応できていることが推察できる。



<オンライン授業に関するアンケート結果>

また、実習に関しては対面を優先的に行っているが、新型コロナウイルスによる対応に備え、速やかにオンライン実習への切り替えも対応できるよう各担当者が準備を行っている。

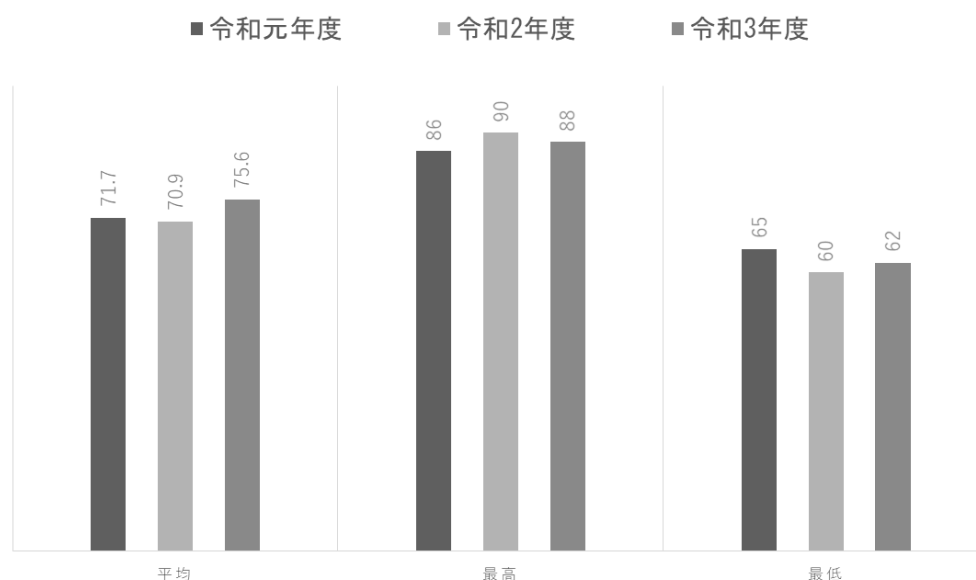
その他、病院実習（病院実習・臨地実習Ⅰ・Ⅱ）においては、病院教職員との連絡会議を月1回開催しており、双方での問題点について報告・協議を行っており、病院実習と座学とのギャップをより軽減させることが今後の課題である。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1学年 総合試験	61.2	62.9	58.9	60.7
第2学年 総合試験	54.4	59.6	55.6	54.9
第3学年 統合試験①	66.2	67.0	65.4	70.5
第3学年 統合試験②	70.4	69.2	69.2	66.7

<総合試験・統合試験 平均点（過去4年度）>

国家試験合格率100%の実績をさらに継続するため、個々の学生に対応したきめ細やかな学習指導を行うためにも、入学前教育プログラム（リメディアル）（提出-17）と入学後の基礎力リサーチ（提出-18）を継続し、入学早期からの学力及び学習状況の把握を行い、適切な支援を行っていく必要がある。模擬試験や統合試験等の結果から各学生の学力を把握し、学力に応じた個別指導強化が当面の課題として挙げられる。過去の試験結果を踏まえ、特に第2学年における教育改善が必要であると認識している。第2学年では専門分野の増加により、再試験数も増加傾向にある事からも、専門分野はより丁寧な導入が求められると考える。

令和2年度より国家試験の受験対策をより早期から意識させることとして、ESS（医療系大学教育支援システム）を取り入れ2年目を迎えたが、その活用方法については、今後も様々なトライアルを実施し、有効的な活用方法について検討を行っていく必要がある。また、国家試験自己採点結果から、平均点は今年度上昇しているものの、上位者の伸びが認められなかった。下位者へのサポートのみならず、成績上位者への積極的なフォローの実施も今後の課題である。



国家試験自己採点結果

今後も、歯科衛生士を取り巻く環境は刻々と変化することが想定され、社会が歯科衛生士に求める資質、能力、知識も変化しているため、本学で定めている三つの方針についてもその妥当性を定期的に検証・見直しを行う必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

新型コロナウイルスによる対面実習の中止に備え、本学附属病院である新潟病院の歯科衛生士・歯科医師による授業実施内容の事前の確保や（対面授業とオンライン授業の切り替わりに対応）、コストを抑えつつもオンラインで実施できる実習用品を積極的に導入し、切れ目のない授業体勢を整えている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学則
- 4 日本歯科大学新潟短期大学シラバス（令和3（2021）年度）
- 5 日本歯科大学新潟短期大学学生便覧（令和4（2022）年度）

- 10 日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程
- 11 日本歯科大学新潟短期大学 HP「情報公開」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/disclosure/>
- 12 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・マップ
- 13 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・ツリー

備付資料

- 13 日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価報告書
(平成 30 (2018) 年度・令和元 (2019) 年度)
- 14 日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価報告書
(令和 2 (2020) 年度・令和 3 (2021) 年度)
- 15 高校訪問報告書
- 16 新潟県歯科医師会との懇談会資料一式
- 17 ステークホルダー調査結果 (令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度)
- 18 学生授業評価アンケート調査結果報告書 (令和 2 (2020) 年度)
- 19 学生授業評価アンケート調査結果報告書 (令和 3 (2021) 年度)
- 20 オンライン授業学生アンケート調査 (令和 2 (2020) 年度)
- 21 オンライン授業学生アンケート調査 (令和 3 (2021) 年度)
- 22 卒業生アンケート調査結果報告書 (令和 2 (2020) 年度)
- 23 卒業生アンケート調査結果報告書 (令和 3 (2021) 年度)
- 24 教員評価要項
- 25 シラバス作成ガイドライン
- 26 シラバス記載例
- 27 授業担当者懇談会資料

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程 (提出-10) 第1条には、「日本歯科大学新潟短期大学の発展及び社会的使命を達成するため、教育、研究、運営等の状況について

自ら点検並びに評価することを目的とする」と規定されており、その目的を達成するため、自己点検評価実施委員会が中心となり全学的に自己点検・評価を実施している。本学には自己点検評価実施委員会以外の委員会として、運営委員会、教務・学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、倫理審査委員会、研究推進委員会、国家試験対策委員会、OSCE委員会、FD・SD委員会、ホームページ委員会があり、それぞれの委員会ごとに課題や改善項目に対し定期的に協議・検討を重ね、内部質保証の向上に積極的に取り組んでいる。本学の専任教職員はいずれかの委員会に属しているため、すなわち全教職員が自己点検・評価に必然的に関わる体制を築いている。各委員会で検討された内容は、最終的に定例教授会・自己点検評価実施委員会に報告されている。自己点検評価実施委員会は、本学の教育、研究、運営等の状況について点検並びに評価を実施することから、学長、学科長、教務組織及び事務組織の各部門から選出される委員をもって組織すると規定されており、学長（委員長）、学科長、教務課長、学生課長、教授、事務長が委員として参画している。それぞれの分野からの意見を広く取り入れ、本学のさらなる発展につなげるよう努めている。

本学では自己点検・評価報告書（備付-13～14）を定期的に作成し、本学ホームページ「情報公開」（提出-11）にて学内外に公表している。事務室にも常設されており、申し出に応じて自由に閲覧できる体制となっている。自己点検・評価報告書は、自己点検評価実施委員会が中心となり、全学的に作成に取り組んでいる。自己点検評価実施委員会委員を責任者として全教職員を基準Ⅰ～Ⅳに振り分け、それぞれの基準担当が作成した項目を一本化しているが、必要に応じて各委員会とも連携し、全学的に総括した内容となるよう考慮している。一本化された内容は、自己点検評価実施委員会が内容の精査とブラッシュアップを行い、最終的に教授会に報告している。全教職員が自己点検・評価報告書の結果を確認したうえで改革や改善に活用しており、自己点検・評価活動が本学全体のPDCAサイクル効果を高める役割も担っていると考えている。

自己点検・評価の検証内容として、学生による授業評価アンケート（備付-18～19）、オンライン授業に関するアンケート（備付-20～21）、卒業生によるアンケート（備付-22～23）を実施しているが、令和2年度以降はこれらに加え、新型コロナウイルス関連のアンケートも適宜実施した。これらの結果は各委員会、さらには教授会に報告され、課題の抽出、改善を行っている。また、専任教員は、活動状況報告書の提出及び教員評価（備付-24）の実施を毎年行っている。活動状況報告書は本学ホームページ「情報公開」にて学内外に公表しており、教員評価は以下の5項目について実施したうえでその結果のフィードバックを行っている。

1. 教育業績評価
2. 研究業績評価
3. 病院業務実績評価
4. 学内業務評価
5. 社会的活動評価

高等学校等の関係者からの意見については、毎年実施している新潟県内及び近県への高校訪問や進学説明会の際に、進路指導担当教諭より直接聴取している。本学に対する各種意見を聴取したうえで、高等学校等からの意見として取り入れるよう努めている（備付-15）。また、毎年度末の3月には、新潟県歯科医師会及び新潟県内の歯科衛生士養成学校4校が集まり、卒業生の進路状況、学生募集状況、大学教育への要望などについて意見交換を行っている（備付-16）。卒業後の雇用主に対するステークホルダー調査も定期的にも実施しており（備付-17）、卒業生に対する評価や大学教育への要望などの意見を聴取し、教育の改善に反映させている。

自己点検・評価の結果から得られた課題に対しては、可能な限り迅速に対応するよう努めている。特に、短期大学基準協会による平成27年度機関別認証評価で指摘されたシラバス（提出-4）の準備学習の記載に関しては、直ちに対応策を討議し、改善を図った。シラバスの作成にあたっては、歯科衛生学教育コア・カリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認し、授業概要の充実のため、より詳細な内容記載と各科目間での統一を図った。また、日本歯科大学新潟短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、教育の目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、年間教務予定表、授業形態、授業責任者、単位数、授業概要、教科書、参考書、一般目標、到達目標、学習成果、学習方略、成績評価の方法、メッセージ、準備学習（予習・復習）、連絡先及びオフィスアワーなどを明記し、全学生が学習の内容と課程を容易に理解できるよう、記載様式も統一した（備付-25～26）。また、毎年度開始前に、全教員を対象とした授業担当者懇談会を開催している。教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者との意見交換を行い、教育方針を統一したうえで、改革・改善に利用している（備付-27）。

以上のとおり、本学では、自己点検・評価を実施するよう常に努力しており、その結果をカリキュラムや学生指導の見直しに活用している。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定については、学習成果、学習方略、成績評価の方法をシラバスに明記し、授業責任者が評価基準に基づき客観性、厳格性、公平性を確保する姿勢で成績の評価を行っている。科目レベルの学習成果の評価は、基本的に試験結果（本試験、臨時試験）、口頭試問、レポートなどの提出物、実技試験の結果に基づき実施している。また、病院実習開始前に、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の分野について、臨床現場に即した本学独自のOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、学生へのフィードバ

ックを行っている。学生自身も自己評価を行い、病院実習に向けた意欲向上につながるよう指導を実施している。最終的な成績評価は科目の授業責任者が行い、単位の認定及び進級判定は教授会の議を経て学長が行っている（提出-2）。学生と保証人への成績発表は評点で行っているが、進学・就職用などの成績表は秀・優・良・可・不可の評語としている。成績の評価は100～90点（秀）、89～80点（優）、79～70点（良）、69～60点（可）、59点以下（不可）としている（提出-5）。卒業の認定は、本学に3年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を取得した者について、教授会の議を経て、学長が行っている。また、前述のように学生に対しては授業評価アンケートを実施しており、集計結果を取りまとめ、レーダーチャート形式で視覚的にも理解しやすいよう授業責任者にフィードバックしている。さらに、教員用授業評価アンケートも同時に実施しており、学生との認識の相違や授業の課題を明確にするよう対応している。学習成果の可視化を進めるためにカリキュラム・マップ（提出-12）及びカリキュラム・ツリー（提出-13）を作成のうえ利用しており、各科目の一般目標・到達目標には学習成果が明確に反映されることになった。各科目で設定された一般目標・到達目標はカリキュラム・マップにおいてカリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシー達成のために必要な目標（学習成果）と対応づけて示され、対応関係が一覧できるようになっている。教務・学生委員会では、卒業試験、模擬試験、国家試験対策講義や個別指導の設定などを行い、学生ごとの成績を評価するとともに、全体成績の経時的・経年的変化の分析を行い査定法と学習成果の検証を実施し、査定法が適切であるか点検している。

歯科衛生士は医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観を修得することが求められるため、実習教育が非常に重要となる。本学では第2学年10月から第3学年9月にかけて日本歯科大学新潟病院における病院実習を行っている。この実習における学習成果の査定は新潟病院作成の評価基準に基づき、各診療科の指導担当歯科衛生士が行っている。また、病院実習開始後6か月経過時と修了時には学生を対象とした病院実習アンケートを行い、結果について検討を行っている。査定の手法は、教務・学生委員会、病院実習教育検討委員会などで毎年点検し、教授会にて報告を行っている。

歯科衛生士養成機関としては、歯科衛生士国家試験の合格率も、学生の学習成果を査定する重要な指標になっていると考えている。本学は、令和3年度も国家試験合格率100%を達成し開学以来38年間にわたり100%を維持しており、教育の質は保証できているものと認識している。

本学では、教育の質の向上・充実のため、自己点検・評価結果や各種アンケート調査結果を活用し、PDCAサイクルを機能させるため日々努力している。全講義・実習終了時に学生授業評価アンケートを実施し、学生からの評価を得て、授業責任者へ結果をフィードバックしている。その結果、教員自身が各項目の評価を把握することができ、授業改善に役立てることが可能となっている。また、教員用授業評価アンケートも同時に実施し、授業方法の検討、改善に役立てている。各科目のPDCAサイクルの活用としては、以下の内容で機能させている。

「Plan」

授業概要、一般目標、到達目標、学習成果、学習方略、成績評価の方法、オフィスアワー、授業計画などを明示したシラバスを作成し、その内容は教務・学生委員会で確認する。

「Do」

シラバスを学生に周知し内容の説明を行った後、シラバスの内容に沿って授業を進める。

「Check」

学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を授業責任者にフィードバックすることで授業の課題や問題点を明確にし、その後の授業改善方針を獲得する。同時に、教員用授業評価アンケートを実施し、授業内容についての自己点検を促す。

「Action」

授業責任者は得られた結果を活用し、授業改善を行う。また、教務・学生委員会やFD・SD委員会が実施する研修会において授業責任者に共通する問題点や授業実践の工夫や好例などを共有し、授業改善に繋げる。

以上のようにPDCAサイクルを活用し、教育の向上・充実を図っている。また、単科の短期大学であり小規模である利点を活かし、全学的に密に連携を図っている。課題や問題点があればその都度打合せ・検証が行われ、迅速な改革・改善に取り組んでいることから、本学教職員は日常的にPDCAサイクルを意識して行動していると認識している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については常に情報を収集しており、変更があった際は教授会で報告のうえ全教職員へ情報を共有し、法令遵守の徹底に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学には、運営委員会、教務・学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、自己点検評価実施委員会、倫理審査委員会、研究推進委員会、国家試験対策委員会、OSCE委員会、FD・SD委員会、広報委員会、ホームページ委員会が設置され、全ての専任教職員がいずれかの委員会に委員として参画している。各委員会間での検討内容や活動内容に重複事項が散見されたため、委員会業務の効率化を図ることを目的として、令和3年度に委員会的大幅な再構成を実施した。今後も委員会の再編や業務の見直しを継続して実施し、委員会活動を通じて内部質保証の推進並びに自己点検・評価に取り組んでいきたい。

今後も社会的な要求と学生の能力や基質を総合して、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに合致するような人材を育成していくために、より効果的な教育プログラムを構築していくことが課題となる。そのために本学独自

のルーブリック評価表を作成し活用することで、評価項目がより高レベルの到達度となるよう努めたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

歯科衛生士国家資格取得のための学習成果を査定する一つの指標として、歯科衛生士国家試験の合格率は重要であると考えている。本学では開学以来38年間国家試験合格率100%を維持しており、これは建学の精神に基づいた本学の教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに沿った教育が実践され、機能している結果と考えている。これらの指標に関して、新潟キャンパス内においてその理解に差があってはならないため、授業担当者懇談会において本学の教育スタンスを説明し、日本歯科大学新潟生命歯学部教職員に対しても統一した認識の共有化を図っている。講義、演習及び実習には新潟生命歯学部教職員も携わっているため、学生が修得した知識と技能は、新潟病院での実習にそのまま直結するものとなっている。病院実習では、超高齢社会の中でニーズが高まっている訪問歯科口腔ケア実習にも参加し、在宅歯科医療の重要性及び地域の関係機関や多職種連携によるチーム医療における歯科衛生士の役割について学びを深めている。今後も、地域包括ケアシステムを支える一員として役割が果たせるような人材の育成を図りたいと考えている。

本学では、平成23年度より独立行政法人大学評価・学位授与機構認定専攻科へ移行した専攻科歯科衛生学専攻以外にも、専攻科在宅歯科医療学専攻、専攻科がん関連口腔ケア学専攻の3つの専攻科を開設しており、学士の取得支援や臨床系手技のスキルアップなどを目的とした多様な受け入れ態勢を整えている。新卒、既卒に関係なく入学者を受け入れ、幅広い分野でその専門性を発揮して活躍できるよう、教育カリキュラムを整えている。

令和3年度、本学では「教育及び学生支援の向上・充実のためのPDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))サイクルを考える」をテーマとした内部質保証のための対面形式ワークショップが開催され、学長を含む12名の教職員が参加し、積極的な意見交換を行った。PDCAサイクルを通じて内部質保証を推進するよう、意識改革に取り組んでいる。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価項目の改善計画として、「学長・学科長・事務部長のほか、教務委員会・学生委員会・進路指導委員会など本学の委員組織の代表、そして基礎部門・専門基礎部門・専門部門・歯科衛生士教員の各部門の代表者など、それぞれの部門・立場からの意見を広く取り入れ、本学のさらなる発展につなげて行く方針である。」と記載されている。その計画案に基づき本学では、効率的な委員会活動を行うため委員会を再編し、構成メンバーも歯科医師、歯科衛生士、基礎部門、専門基礎部門、専

門部門、事務部門など偏りが生じないよう配慮し、それぞれの部門・立場から満遍なく意見を取り入れ検討できるよう改善した。また、各年度のカリキュラム編成時においては、既存のカリキュラム内容がカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーと合致しているかを確認のうえ、カリキュラム変更の必要性や変更内容を検討しており、シラバスの内容の改善、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーとの関連の確認を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神に基づきどのような歯科衛生士の養成を展開するのか、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについて、時代や社会の流れと共にその内容について検証し確認していきたい。自己点検・評価報告書の作成については、これまで2年ごとにまとめていたが、今後は年度ごとに作成し、PDCAサイクルをより活発に機能させることを検討したい。機関レベルのPDCAサイクルを展開する仕組みは、自己点検・評価の組織図で示されたように自己点検評価実施委員会が中心となり機能しているが、今後は各委員会活動においても委員会ごとのPDCAサイクルにより、活動内容の評価、改善を検討する必要があると考えている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度においては地域・社会貢献について、多くの取り組みや活動の縮小が余儀なくされた。この状況下でも活動可能な範囲で、地域との連携やイベント参加の方法を検討していく必要がある。また、現在、新型コロナウイルス感染状況下で教育内容においても制限がなされているが、感染状況を確認しながら、可能な限り教育の質を落とすことの無いよう対応していきたい。

わが国の超高齢社会の到来に伴い、歯科衛生士は医療から介護分野へと職域を拡大しており、社会から早急かつ大量の人材養成を求められている。一方、少子化と高校生の4年制大学志向により、全国的に短期大学入学者は継続的に減少している。本学は新潟県内大学、新潟県、県内市町村、新潟県歯科医師会などとの連携を図り、歯科衛生士という職種認知度を向上させるための活動を継続している。今後もこうした活動を通して歯科衛生士志願者の増加と今後の歯科医療活動による社会貢献に寄与できる歯科衛生士の養成を目指したい。

日本歯科大学新潟短期大学

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学則
- 3 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「短大概要」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/outline/>
- 4 日本歯科大学新潟短期大学シラバス（令和 3（2021）年度）
- 5 日本歯科大学新潟短期大学学生便覧（令和 4（2022）年度）
- 6 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和 3（2021）年度入学者用）
- 7 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和 4（2022）年度入学者用）
- 8 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和 3（2021）年度入学者用）
- 9 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和 4（2022）年度入学者用）
- 12 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・マップ
- 13 日本歯科大学新潟短期大学カリキュラム・ツリー
- 19 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「歯科衛生学科」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/general-course/>
- 20 病院実習指針（DHCSL）（令和 3（2021）年度～令和 4（2022）年度）
- 21 日本歯科大学新潟短期大学 HP 「入試情報」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/admissions/index.html>
- 22 日本歯科大学新潟短期大学学年歴（令和 3（2021）年度）

提出資料-規程集

- 1 日本歯科大学新潟短期大学学位規則
- 2 日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程
- 3 日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程

備付資料

- 12 日本口腔保健学雑誌（令和 3（2021）年度）
- 17 ステークホルダー調査結果（令和元（2019）年度～令和 3（2021）年度）
- 18 学生授業評価アンケート調査結果報告書（令和 2（2020）年度）
- 19 学生授業評価アンケート調査結果報告書（令和 3（2021）年度）
- 20 オンライン授業学生アンケート調査（令和 2（2020）年度）
- 21 オンライン授業学生アンケート調査（令和 3（2021）年度）

- 22 卒業生アンケート調査結果報告書（令和2（2020）年度）
- 23 卒業生アンケート調査結果報告書（令和3（2021）年度）
- 25 シラバス作成ガイドライン
- 26 シラバス記載例
- 27 授業担当者懇談会資料
- 28 歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラムへのご意見について（学内依頼文）
- 29 日本歯科大学新潟短期大学 GPA 制度概要
- 30 歯科衛生研究会講演抄録集（令和元（2019）年度）
- 31 歯科衛生研究会講演抄録集（令和2（2020）年度）
- 32 歯科衛生研究会講演抄録集（令和3（2021）年度）
- 33 日本口腔保健学雑誌（令和元（2019）年度）
- 34 日本口腔保健学雑誌（令和2（2020）年度）
- 35 サーティファイ優秀受験団体表彰
<https://www.sikaku.gr.jp/commendation/college/>
- 36 進路報告書（令和3（2021）年度卒業生）
- 37 キャリア教育授業（学生配布資料）

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

歯科衛生学科・専攻科の「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）は、本学の建学の精神や教育目的に基づいて策定している。

【歯科衛生学科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

- 1. 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ。
- 2. 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。
- 3. 歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
- 4. 国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。

【専攻科 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

1. 医療人としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
2. 専門分野の高度な知識・技能を修得し、保健・医療・福祉・介護に貢献できる能力を持つ。
3. 科学的根拠に基づいた口腔保健を実践できる。
4. 歯科衛生士の指導者としての自覚を持つ。

学習成果は「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）に示された能力であり、ディプロマ・ポリシーはどのような能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを明確に示している。

歯科衛生学科の卒業の認定及び短期大学士の学位授与については、本学学則（提出-2）第29条から31条及び学生便覧（提出-5）に明記されている。卒業要件は、3年以上在学し、93単位以上を取得し、かつ卒業審査に合格しなければならず、卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することとなっている。また、学位授与については、日本歯科大学新潟短期大学学位規程（提出-規程集1）の定めるところにより、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与するとしている。

成績評価の基準は、学則第21条において、試験等の評価は評点をもって表わす、と規定されており、進学・就職用等の成績表は、秀、優、良、可、不可の評語としている。歯科衛生士国家試験の受験資格に関しては、歯科衛生士法第12条に文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者、と規定されており、本学は文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校であることから、本学を卒業した者は歯科衛生士国家試験の受験資格を有することとなる。また、専攻科の修了要件については学則第49条において、修了認定については学則第50条においてそれぞれ規定されている。

歯科衛生学科、専攻科ともに就職率は毎年ほぼ100%であり、令和3年度卒業生及び修了生は、歯科衛生学科：歯科医院85%、進学15%（令和2年度とほぼ同数値）、専攻科：病院歯科20%、歯科医院80%となっており、また、県内外を問わず各地で歯科衛生士として就業し、その職責を果たしている（備付-36）。この事からも、社会に通用する人材を育成しており、社会的に通用性があると判断できる。様々な場で活躍する、本学卒業生の歯科衛生士からの講話を第1学年の早期段階で取り入れており、キャリア教育の一環として実施している（備付-37）。また、短期大学士の学位については、学校教育法の学位規則、及び短期大学設置基準により定められた学位であり、本学で取得した単位は他大学への編入学時に単位互換性を有しており、その後の進学に適用することからも社会的通用性を持つと考える。



<就職・進学データ（令和2年度・令和3年度）>

卒業認定・学位授与の方針について、卒業認定は、教授会の議を経て学長が決定しており、学位授与の方針も建学の精神、教育の理念、教育の目標と関連を含め、適宜点検・評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生学科は、学校教育法、短期大学設置基準、歯科衛生士養成所指定規則に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境、教育課程、専任教員の資質能力、施設設備などを遵守している。専攻科歯科衛生学専攻は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の審査を受けて認定専攻科となっている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に明確に対応している。

【歯科衛生学科 教育課程・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

教育の理念に基づいた人材育成のために、教養科目及び専門基礎・臨床の均整のとれた科目を構築する。

1. 豊かな人間性、社会性、コミュニケーション能力を養うための教養教育を行う。
2. 全人的視点から口腔の健康支援ができるための基礎教育と専門教育を行う。
3. 専門化・高度化する保健・医療・福祉に対応するため自己研鑽できる能力を養う教育を行う。
4. 協調性、責任感、奉仕の精神を身に付けるための臨床・臨地実習を行う。
5. 国家資格取得を支援するための教育を行う。

教育課程は、短期大学設置基準第5条「教育課程の編成方針」、第6条「教育課程の編成方法」、第7条「単位」並びに、歯科衛生士学校養成所指定規則の内容を踏まえている。基礎分野（科学的思考の基盤及び人間と生活 11単位）、専門基礎分野（人体の構造と機能 5単位、歯・口腔の構造と機能 6単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進 7単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 10単位）、専門分野（歯科衛生学概論 2単位、臨床歯科医学 9単位、歯科予防処置論 8単位、歯科保健指導論 8単位、歯科診療補助論 10単位、臨地実習（臨床実習を含む。） 30単位）、選択・必修分野（A群4単位以上、B群3単位以上 計7単位）、合計113単位の履修が定められており、修学期間は3年で短期大学士（歯科衛生学）を取得する。認定専攻科では、1年以上在学し、31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。専攻研究を行って研修修了レポート（学修成果）をまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。諮問の後、合格すると学士（口腔保健学）を授与される。

教育課程と「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）の関連をカリキュラム・マップにて可視化し、学習内容の順次性と科目間の関連性をカリキュラム・マップ（提出-12）及びカリキュラム・ツリー（提出-13）、さらには本学ホームページ「歯科衛生学科」（提出-19）にて明確化している。年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めることを課題としてとらえているが、3年間での歯科衛生士国家資格取得に向け、1

年間で修得する単位数が多くなる状況があり、現時点ではCAP制度の設定には至っていない。

成績評価に関しては、短期大学設置基準第11条の2第2項に則り、学則第21条において規定し、学生便覧及びシラバス（提出-4）において成績評価の基準を示し、客観性及び厳格性を確保し、成績評価を判定している。この仕組みを判断材料として、授業責任者が総合的に成績を評価し、単位認定を行っている。成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～89点（優）、90～100点（秀）の5段階で行う。各科目では60点以上で単位を認定するが、全科目の総合平均点が65点未満の場合や、60点未満の科目が所定数を超えた場合、正当な理由がなく全授業時間数の1/3以上を欠席した場合などは、留級となる。「公欠扱い以外の理由で各科目の授業時間数の1/3以上を欠席した者。実習は授業時間数の1/4以上を欠席した者。」は、学年末に実施する定期試験が受験停止となる。試験における不正行為と処分については、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程（提出-規程集2）及び日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程（提出-規程集3）に規定されており、また、学生便覧にも記載し、オリエンテーションなどで説明している。

病院実習は第2学年後学期と第3学年前学期の1年間実施しており、病院実習評価は、病院実習指針（提出-20）に掲載され、実習科ごとの評価を行っている。第2学年は前学期の講義と実習による成績と後学期の病院実習等の成績により進級判定が行われ、第3学年前学期は病院実習と授業試験により成績が算定される。第3学年後学期には統合試験を実施し、形成的評価を行うとともに、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。試験問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要な場合は教員に改善を求めている。統合試験は統合講義の内容の理解度を判定するものであり、その成績は第3学年後学期の成績となる。第3学年は、この前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、ディプロマ・ポリシーに掲げた「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」を充たしているかを卒業試験によって確認し、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

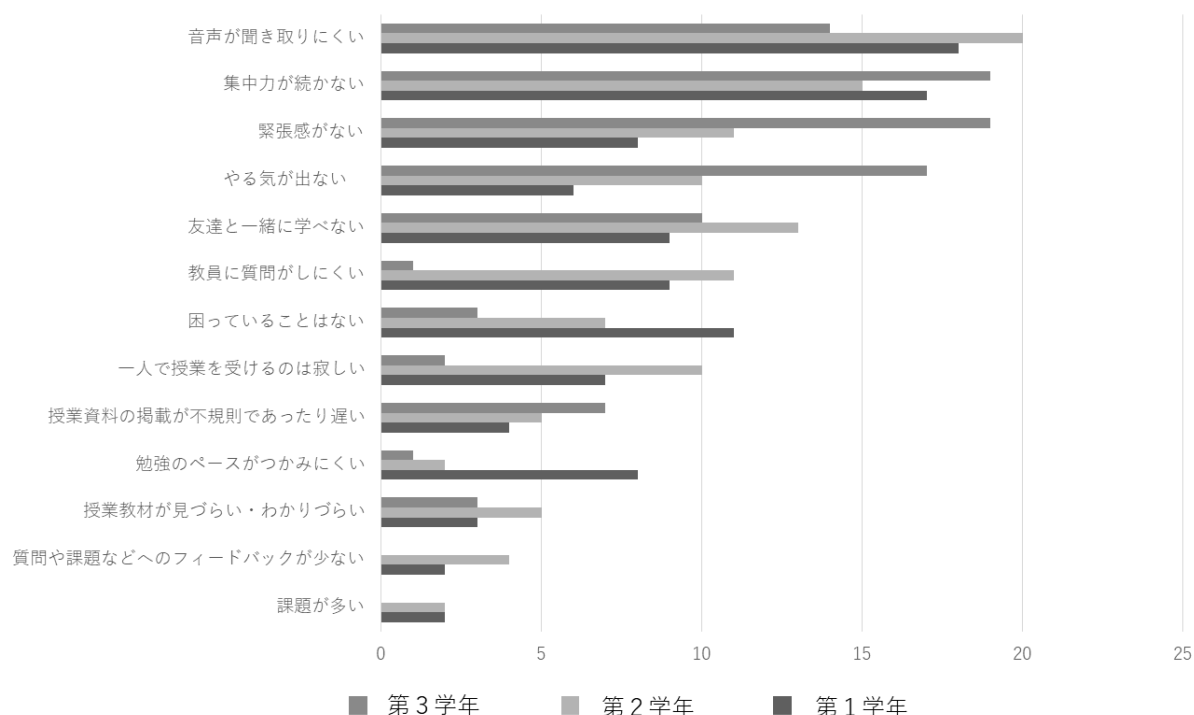
再試験の受験者数や評価の割合は、教科及び学年によってやや差が認められるため、試験内容・評価方法の適正化と卒業生の質の保証について、本学全体の課題として対応していく必要があると考えている。

シラバスには、日本歯科大学新潟短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、教育の目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、年間教務予定表（提出-22）、授業形態、授業責任者、単位数、授業概要、教科書、参考書、一般目標、到達目標、学習成果、学習方略、成績評価の方法、メッセージ、準備学習（予習・復習）、連絡先及びオフィスアワーなどが明記されている。シラバスの作成においては、歯科衛生学教育コア・カリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認し、その分野掲載を行い、歯科衛生学教育コア・カリキュラムが網羅されているかを教務・学生委員会においてチェックを行っている（備付-25～26）。

毎年度開始前に、全教員を対象とした授業担当者懇談会を開催している。教育に関する注意事項を伝達するとともに、授業担当者と意見交換を行い、教育方針を統一したうえで今後の改善点を見出している（備付-27）。令和3年度のオンライン授業については学生からのアンケート調査結果からも、学年による要望が異なる事が明確となった。第3学年

における国家試験対策は全ての授業を対面で行い、低学年ではオンライン授業が比較的多く設定された。オンライン授業では緊張感がなくやる気が出ないと回答した学生が第3学年に多く、対面授業のメリットを痛感した結果であると考えられる。一方で第1学年、第2学年の多くは、勉強ペースがつかみにくい、集中力が続かないといった問題点が多い傾向にあった。こういった現状を懇談会にて説明を行い、毎回の授業の一般目標・到達目標の明示化、80分間の授業構成の見直しを依頼している。

オンライン授業で困っていることはありますか？



< オンライン授業に関するアンケート結果（令和3年度） >

短期大学設置基準第7章「教員の資格」に則り、経歴や業績等を十分考慮し、教員配置を行っている。本学では地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ事をディプロマ・ポリシーに掲げており、歯科にとどまらず介護・看護のできる歯科衛生士育成のための教育を目指している。そのため、介護・看護教育については、外部講師による専門分野の授業に取り組んでいる。

また、歯科衛生学科・専攻科に関わる教員は、様々な研修会や他大学における教育にも積極的に参加し研鑽を積み、学生とともにスキル向上に努め、学生からの卒業アンケート調査などの結果も参考にし、学生の習熟度に合わせたカリキュラムプランを各授業担当者が検討している。

社会的要請や関係法令の改定を踏まえ、定期的に教育課程の見直しを行っている。法

令等の改定がある場合、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において検討されている。その後、学長の決定をもって教育課程の変更が実施される。特に、令和4年度には歯科衛生学教育コア・カリキュラムの改定及び歯科衛生士国家試験出題基準の変更があることから授業責任者へ積極的に周知を行い、継続して授業内容の見直しを図っていく（備付-28）。

また、これまでの科目名の変更も検討しており、国家試験における科目の位置づけの明確化を目指し、計画している。とくに、基礎と臨床における科目間での擦り合わせを実施し、より効果的な開講時期、開講回数を見直す予定である。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学は、建学の精神、教育の理念、設置目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育の目標を定めて教育を行った結果、学生一人ひとりが得た、教育の基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。建学の精神「自主独立」に基づく「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）のもとで各教科の目標を明記し、学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知している。シラバス作成時には、教育の目的・教育の目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標・到達目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。歯科衛生士の養成を目指す、専門領域のみならず幅広い教養を培うため、教養分野もカリキュラムへ反映させている。具体的には、第1学年における「コンピュータ演習」、「接遇・コミュニケーション技法」、「国語表現法」、「英語」、第2学年における「ケアコミュニケーション演習」「手話」「日本文化」など、ICT等を活用したプレゼンテーション能力の育成を図るとともに、人間関係における尊重すべき事項を学ぶ環境を整えている。専門科目と教養科目のいずれにしても、具体的な成績基準、評価方法を明確にしており、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーで「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）における教養科目の位置づけを示し、教養科目と専門教育との関連がより明確なものとなっている。ケアコミュニケーション演習においては、臨床実習先での学生の様子を授業責任者が聴取し、学生自身が成長を感じられるフィードバックを実施し、評価を行っている。授業終了後には、学生による授業評価アンケート（備付-18～19）やオンライン授業に関するアンケート（備付-20～21）を実施し、学生からの授業に関する意見を参考にし、改善事項としている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学における職業教育は、教育課程のうち専門科目の多くが直結しており、職業に従事するために必要な知識・技術・態度を修得させるため、様々な内容を実施している。

第1学年前学期には、様々な場で活躍する本学卒業生からの講義や、早期現場体験として本学併設の新潟病院にて実際の現場を体験させ、より明確な歯科衛生士像、職業人としての意識を持てるよう取り組んでいる。また、第2学年では夏季休暇を利用した開業医における体験も取り入れ、段階的な職業教育を行っている。その成果として、就職率100%、開学以来歯科衛生士国家試験合格率100%を達成していることから十分に成果を示していると考えられる。さらに卒業生の就職先へのアンケート調査を行い、その結果をもとに学習の効果を測定・評価し改善へと繋げていく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

「入学者受け入れ方針」（アドミッション・ポリシー）は大学案内（提出-6～7）、入学試験要項（提出-8～9）、本学ホームページ「短大概要」（提出-3）へ掲載しており、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパスなどにおいて説明し周知を図っている。また、受験時には調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。

【歯科衛生学科 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

日本歯科大学新潟短期大学ではこのような人を求めます。

1. 歯科衛生士になりたいと希望し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人
2. 積極的に自ら学ぼうとする人
3. 思いやりと協調性をもって行動できる人
4. 自分の行動に責任を持てる人
5. 笑顔であいさつできる人

本学の入学者選抜の方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制、公募制）、社会人選抜、一般選抜（大学入学共通テスト利用）、一般選抜の5方式となっている。入学志願者への明示方法は、入学試験要項、ホームページ、各種入試関連媒体などを用いて行っている。また、高校訪問の際には当該訪問高校出身の学生状況が分かる資料を作成のうえ持参し、高校の進路指導担当者に入試状況を含め説明し、質問に応じている。

選考基準を明確に設定し、志願理由書、調査書、面接、小論文、集団討論、大学入学共通テスト成績などにより、総合的に評価している。入学試験の可否は、合格審査判定会議において総合的に公正かつ適正に判定している。また、入学金・授業料等学納金など、必要経費の情報についても入学試験要項、本学ホームページ「入試情報」（提出-21）において明示している。また、学生納付金は所定の期日までに納入しなければならないと本学学則に規定されている。また、授業料未納の者は学内試験を許可しない旨が学則及び学生便覧それぞれに明記されている。学生に対しては、入学時オリエンテーションの際に教務課長より学生便覧を示して周知を図っている。

本学におけるアドミッション・オフィスは短大事務室が担っている。高大連携においてはオープンキャンパスでの説明、高校訪問における進路指導担当者との面談、進学説明会、高校内進路説明会、高等教育コンソーシアムにいがた情報発信部会の合同進学説明会、同歯科系タスクフォース部会の社会貢献・地域連携活動など様々な機会に歯科衛生士という職業の社会的意義や将来像、歯科衛生士となるために入学する日本歯科大学新潟短期大学のアドミッション・ポリシーを説明している。

オープンキャンパスでは、在学生在が自身の体験をまじえて進路の選択、入学まで、入学後の学生生活等について、来場した高校生や保護者に説明し、学生生活や勉強方法などについて懇談している。また、個別相談の時間も設定し、参加者の質問に対応している。なお、入学志願者の電話、メールなどによる問い合わせに対しては、入学者選抜実施委員会を中心となり適切に対応している。また、高校訪問の際は本学に求められる対応について意見を聴取するよう努力し、学内において点検を実施している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学習成果については建学の精神に基づき定められており、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)として明確に示している。教育課程と「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)の関連はカリキュラム・マップにおいても示されており、学習内容の順次性や科目間の関連性など全体を俯瞰する事が可能となっている。各授業責任者に対し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの部分に該当するかを学生へ授業内で説明するよう依頼し、授業計画では、歯科衛生学教育コア・カリキュラムの該当番号を入力し、毎回の授業目標設定を行っている。ディプロマ・ポリシーに記載するとおり、歯科衛生士国家試験に合格できる学力を修得することが実質的な卒業要件であるが、この点においては、38年間にわたって歯科衛生士国家試験を不合格になった者がいないという実績で証明されており、退学率は約2%(令和3年度実績)であることから学習成果を一定期間内に獲得することは十分可能であると判断できる。

学習成果の測定方法についても評価方法を具体的に記載し、その割合についても明確化しており、筆記試験、実技試験、レポートなどにより、量的・質的に測定可能としている。なお、学生の成長を促すために、定期試験結果のみならず、毎時間ごとの小テスト、レポート、グループディスカッションなども重要視し、学生の日々の努力を可視化できるよう、総合的な成績評価を行っている。学生へは、カリキュラム・ツリーを提示し、前学期、後学期、通年にわたり学習成果を獲得できるよう授業を計画している。なお、授業支援システムによってインターネットを経由して資料の閲覧、レポートの提出、担当教員への質問等が可能な体制が確立している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

歯科衛生士国家試験合格率は開学以来100%を維持しており、この事は学習成果の獲得状況の客観的指標としてとらえている。例年、国家試験終了後に受験者を集め、自己採点を行わせると同時に、授業担当者自身による国家試験分析を実施し、本学学生の正答率の低い問題を分析したうえで、次年度の国家試験対策につなげている。模擬試験は第2学年から取り入れ、学生の苦手分野の抽出を行い、学生面談、保護者説明、早期補習を行って

いる。国家試験に向けての意識づけは、第1学年、第2学年においても総合試験を取り入れ、学習の定着度を評価している。なお、学術奨励賞選考や学習計画の指導においてはGPA制度も準用している（備付-29）。病院実習開始前に、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の分野についてOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、学生へのフィードバックを行っている。学生自身も自己評価を行い、病院実習に向けた意欲向上につながるよう指導を実施している。ポートフォリオは第2学年後学期から第3学年前学期にかけて行われている新潟病院実習において導入し、毎週の振り返りを記録させ集積し、現場の歯科衛生士によるフィードバックも行われている。また、客観的な評価の導入に向けてルーブリック評価を検討しており、各種レポート作成やグループ学習において導入を進める予定である。

学生調査については、卒業時にアンケート調査を行い、よりよい学習環境づくりに活用している（備付-22～23）。また、学長懇談会も開催し、本学に求める事項など学生から意見を聴取し、その意見を可能な限り実現できるよう努力を重ねている。令和2年度に続き令和3年度も、卒業時に加えオンライン授業に関する調査も実施し、学生の要望・改善点等から、早急に対応すべき問題解決にあたっている。

学習成果は学内外に公表しており、単位の取得状況は、成績評価として保護者へ郵送しており、学生自身も学習の振り返りに活用できている。選択授業である医療事務資格試験の令和3年度合格率は61%であり、ケアコミュニケーション検定の合格率は現在100%を継続しており、令和3年度も令和2年度に引き続き優秀受験団体全国第3位で表彰されている（備付-35）。

また、第1学年から第3学年までの学習成果の一つである、国家試験合格率100%については、本学ホームページ、大学案内に掲載し広く公表している。専攻科生に関しては、1年間の学習成果を歯科衛生研究会（備付-30～32）にて発表し、その内容については日本口腔保健学雑誌（備付-12・33～34）へ投稿し、広く外部へ公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

平成26年度にステークホルダー調査を行い、本学卒業生に不足する技術・知識に関して回答を得ている。本学における不足部分はコミュニケーション技術であるという課題から、第1学年に接遇・コミュニケーション技法を授業に取り入れ、医療従事者に欠かせないコミュニケーション技術の習得に力を入れている。なお、第2学年においても選択授業にケアコミュニケーション演習を開講し、より臨床に即した技術習得を目指している。また、令和3年度の卒業生までを対象としたステークホルダー調査を実施している（備付-17）。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

過密な教育課程となっており、各学年における科目の配置に苦難している。3年間で国家試験合格に向けた学力向上のためには、臨床実習と国家試験対策との結びつけが重要であり、技術と知識の乖離が生じない努力が求められる。併設されている新潟病院の歯科衛生士との連絡会議を今後も開催し、一体化した教育を提供したいと考える。

社会が歯科衛生士に期待する内容と役割が、時間とともに変化しており、この社会の要求の方向を見据えて、数歩先に教育内容を変化させていかなければならない。

小規模な短期大学であるがゆえに教職員は話し合いを重ねることができ、また、教員も新潟病院の臨床教育に参加しており、最新の医療情報を得ることができる環境にある。日本歯科大学新潟生命歯学部と同じキャンパスであることを強みとして今後も教育課程の見直しを図りたいと考える。

社会が求めるものと入学してくる学生の能力や気質を総合して、ディプロマ・ポリシーに合致するような人材を育成していく。その過程において判断基準となるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーも定期的に見直す必要がある。

建学の精神である「自主独立」の実現に向け、アクティブ・ラーニングを用いた能動的な学習を増加させる必要があると考える。学習成果については、今後ルーブリック評価をより効果的に活用することで、これまでの評価内容の妥当性の検討を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

新型コロナウイルスの影響により、臨床実習の中止が危惧されたが、令和3年度は本学新潟病院の積極的な取り組みによりすべての実習を計画通りに実施できた。学生による検温の義務化、日常生活におけるガイダンスを定期的実施し、感染リスクの軽減について徹底した指導を行った。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 4 日本歯科大学新潟短期大学シラバス（令和3（2021）年度）
- 5 日本歯科大学新潟短期大学学生便覧（令和4（2022）年度）
- 6 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和3（2021）年度入学者用）
- 7 日本歯科大学新潟短期大学大学案内（令和4（2022）年度入学者用）
- 8 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和3（2021）年度入学者用）
- 9 日本歯科大学新潟短期大学入学試験要項（令和4（2022）年度入学者用）

- 11 日本歯科大学新潟短期大学 HP「情報公開」

日本歯科大学新潟短期大学

<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/disclosure/>

- 17 入学前教育プログラム（リメディアル）結果（令和4（2022）年度入学生）
- 18 基礎力リサーチ結果（令和3（2021）年度）
- 23 日本歯科大学新潟短期大学 HP「システム案内」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/campus/system-guide/index.html>
- 24 日本歯科大学学生生活スタートブック（令和3（2021）年度）
- 25 学生の行動指針

提出資料-規程集

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程
- 4 日本歯科大学新潟短期大学教務・学生委員会規程
- 5 防災マニュアル
- 6 危機管理マニュアル
- 7 日本歯科大学新潟短期大学ハラスメントの防止等に関する規程

備付資料

- 17 ステークホルダー調査結果（令和元（2019）年度～令和3（2021）年度）
- 18 学生授業評価アンケート調査結果報告書（令和2（2020）年度）
- 19 学生授業評価アンケート調査結果報告書（令和3（2021）年度）
- 20 オンライン授業学生アンケート調査（令和2（2020）年度）
- 21 オンライン授業学生アンケート調査（令和3（2021）年度）
- 22 卒業生アンケート調査結果報告書（令和2（2020）年度）
- 23 卒業生アンケート調査結果報告書（令和3（2021）年度）
- 27 授業担当者懇談会資料
- 29 日本歯科大学新潟短期大学 GPA 制度概要
- 38 学生交流会事後アンケート調査結果報告書（令和3（2021）年度）
- 39 大学評価アンケート調査結果報告書（令和3（2021）年度）
- 40 日本歯科大学新潟短期大学委託女子寮資料
- 41 入学前事前課題
- 42 入学前教育プログラム（リメディアル）概要
- 43 歯科衛生士臨床見学歯科医院一覧（令和3（2021）年度）
- 44 学生個人記録書様式
- 45 卒業生就職先一覧表（令和元（2019）年度）
- 46 卒業生就職先一覧表（令和2（2020）年度）
- 47 卒業生就職先一覧表（令和3（2021）年度）
- 48 日本歯科大学新潟短期大学 HP「社会人経験者の方へ」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/experience/index.html>
- 49 学校法人日本歯科大学中期事業計画

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

各授業責任者は、ディプロマ・ポリシーが達成できるよう編成されたカリキュラム・ポリシーに従い、科目教育を行っている。具体的な科目概要、一般目標、到達目標、学習成果、成績評価基準はシラバス（提出-4）に掲載しており、授業初回において、学習成果として各科目がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの部分を担うのか、そしてどのように評価するかその具体的割合について説明を必須としている。成績評価は定期試験のみでの評価ではなく、学生の学習修得状況を把握するための工夫として、小テスト、レポートなどの課題、グループディスカッションの成果発表など日頃の学習を十分

に加味し、個々の学生の習熟度に応じて指導及び評価を行っている。特に歯科衛生士に重要な技術習得に関しては、実技試験を取り入れ、学習成果の獲得状況は形成的に把握を行っている。また、授業の最終回には「学生による授業評価」を実施し、その結果を教科担当者へフィードバックを行い授業改善に活用している（備付-18～19）。授業評価や配布資料については、本学授業支援システムを活用し、学外からでもアクセスできる環境整備を行っている（提出-23）。その他、オンライン授業に関する調査を実施し、学生の要望・改善点等から、早急に対応すべき問題解決にあたっている（備付資料-20～21）。また、シラバスの作成については、教務・学生委員会でチェックを行い、不具合がある場合には担当者へ差し戻しを行っている。授業責任者は、シラバスに掲載した成績評価方法に基づき、学習成果の獲得状況を評価している。なお、学術奨励賞選考や学習計画の指導においてはGPA制度を適用している（備付-29）。

基礎力リサーチ（提出-18）については教職員間で結果を共有し、学年ごとの傾向及び個人の傾向を把握しており、科目成績及び基礎力リサーチ結果を踏まえた個別指導を行っている。また、本学成績については事務室で一括管理を行っているため、教員は過年度の成績も把握する事ができる。

全科目を対象として授業評価アンケートを行っており、その個別結果は教員へフィードバックされ、それを基に、各教員は授業改善に取り組んでいる。

授業内容については、科目間を越えた学習を目指し、授業計画の段階において授業担当者間で意思疎通を図り、調整を行っている。病院実習も、月1回の連絡会議において、学習内容の確認、学習進度の調整、評価の統一、学習成果獲得状況などについて情報共有と共通認識を緊密に図っている。また、年度末に1年間の振り返り、次年度に向けての対策について授業担当者懇談会を開催し、全教員が共通理解できるよう努めている（備付資料-27）。

学生に対しての履修、進級、卒業に至る説明は学生便覧（提出-5）を用い、各学年オリエンテーション時に説明を行っており、保護者説明会においても同様の説明を行っている。

中期事業計画（備付資料-49）で掲げた「歯科衛生士国家試験合格率100%」という教育方略を引き続き達成し、国家試験対策委員会においても学習成果の獲得状況の共有を図り、全教職員で対応できるよう努めている。特に第3学年後学期においては、国家試験に向けたガイダンスを複数回行い、本学独自の試験、業者主催の模擬試験、補習等を実施している。令和2年度からは、ESS（医療系大学教育支援システム）を取り入れ、早期段階からの国家試験に向けた学習環境を整え、自主学習を促している。また、令和3年度には国家試験直前までの補習を実施し、卒業までのフォローを強化した。学生の達成状況に合わせた個別指導も積極的に行い、担当者の選定についても国家試験対策委員会で検討調整している。

事務職員については、本学で年に数回開催されているFD・SD委員会主催のFD・SD研修会に参加しており、教育系のワークショップや歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生士教育学会、また、学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告や、授業方法に関する研修などを通じて職務を遂行するための知識やスキルを共有し、学習成果を認識し、学習成果獲得に貢献し、責任を果たしている。令和3年度においては、「教育

及び学生支援の向上・充実のためのPDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)}サイクルを考える」をテーマとした内部質保証のための対面形式ワークショップが開催され、学長を含む12名の教職員が参加し、積極的な意見交換が行われた。また、新型コロナウイルス感染対策の観点より、オンライン形式の研修会参加も行われた。

また、教務・学生委員会、進路指導委員会等にも事務職員が委員として参加しており、そこで報告される学生状況を把握して学生支援に生かし、また、教育課程の改善についても業務の一端を担い、教育目的・目標の達成状況を把握し、就職活動の求人等の資料を学生に提供することにより助言を与え、自身の進路に対して不安に感じている学生に対しては最大限バックアップを行う等、学生支援における職責を果たしている。

事務室窓口は短期大学校舎1階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶を交わして交流を深めている。そのため、日々の学生の様子を観察することができ、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。学生の成績記録については、学内内規に基づき、定められた期間適切に保管している。

情報機器の利用に関しては、学生が自由に自らのためにコンピュータを利用できるよう、新潟生命歯学部部のIT教室を本学学生にも開放し、授業や試験で使用している場合を除いて、通年7:00~23:00、土・日・祝祭日いつでも利用可能な状態にしている。IT教室には、月~金9:00~17:00の間は専門事務職員がおり、学生の学習向上のために支援を行っている。なお、IT教室の利用については、入学時に行っている新入生オリエンテーションの際に、専門事務職員がガイダンスを実施して利用案内についての説明を行っている。また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染対策によりITセンターの利用に制限をかけて運用を行った。

本学では、インターネットを介した授業支援システムを運用している。授業支援システムには、授業担当者が授業で用いたスライドやプリント、小テストなどの資料を掲載している。学生は、各自に配布されたID及びパスワードを入力することで各科目にアクセスすることが可能であるため、自宅からでも試験問題や授業の資料を閲覧し、自己学習に必要な情報を得ることができる。授業支援システムには自宅からでもインターネット経由でアクセスできるため、利便性は高いと考える。令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染対策の一環として実施しているオンライン授業のリンク先を配信した。また、直接電子メールで教職員に質問や相談ができる体制を構築しており、コロナ禍においても、学生とのコミュニケーションツールとして非常に有用である。

ITセンターには106台のPCが設置されており、第1学年が全員同時に「コンピュータ演習」を受講することができる。WordやPowerPointの基本操作を学び、文書やチラシの作成、歯科保健指導などに活用できる文書やスライドを作成している。

図書館は、新潟生命歯学部と共用しており、専門事務職員を配置して、学生の学習向上のための支援を行っている。IT教室と同様に、図書館の利用についても入学時の新入生オリエンテーションの際に、専門事務職員がガイダンスを実施している。図書館の閲覧室には、購入希望図書を記入する用紙を常時設置しており、学生や教職員が希望の図書や参考書の受入れを自由に申し出ることのできるシステムを採用している。さらに、図書館のホームページより蔵書や文献の検索あるいは相互貸借による文献の申し込みをすることが

でき、教職員、学生ともに無料で文献を取り寄せることができる。また、新潟生命歯学部
に設置されている図書委員会には、本学からも委員として参加しており、学生や教職員の
要望等について委員会において提案し、大学全体で学生の学習支援ができる体制をとっ
ている。第3学年の歯科衛生研究概論（選択科目）受講者や専攻科生は、図書館に導入され
ている医中誌Web、JDreamⅢ、CiNii、最新看護索引Web、Web of Science（令和3年11月導
入）などのデータベースによる文献検索方法について、専門のインストラクターによる講
習会が年に数回行われており、授業内容に合わせ教職員が受講している。また、新潟県大
学図書館協議会に加盟し、図書館相互利用の拡充を図っている。新潟県内の大学図書館で
は、各大学の学生証や身分証明証を提示することで、他大学の学生や教職員と同じ条件で
利用でき、学習や研究面での利便性が向上している。令和3年度についても、新型コロナ
ウイルス感染対策の観点より引き続き使用制限を設けている。

本学では、各教室にプロジェクターが常設されている。また、事務室に教職員が利用
可能なコンピュータが複数台設置されており、授業担当者が授業や各実習で活用している。
本学の基礎実習室には、設置されている30台のユニットすべてにモニターが接続されてい
るため、PCからの映像やスライドなどを学生が自分の実習台で視聴することが可能である。
学生が場所を移動することなく、細かな部分まで視聴することができる環境を提供してい
る。また、新型コロナウイルス感染対策の観点から、本学では令和2年度より全学年を対
象にオンライン授業を実施している。新しい授業形態の構築のため教職員を対象とした説
明会等を開催し、コンピュータ利用技術の向上が図られた。さらに、令和3年度には2教室
間での分散授業システムが導入され、当該システム利用についての説明会も実施された。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続者に対しては、事前に入学後必要な物品や学習準備のための課題を郵送している（備付-41）。また、コロナ禍においてはオンラインによる講義が必須のため、パソコンやWi-Fiなどの通信環境などの情報提供を行っている。大学の施設等に関して問い合わせがあった際は、必要に応じて大学案内（提出-6～7）等を郵送している。

学生には入学後すぐに学習活動できるように、入学式を含め3日間を「新入生オリエンテーション」として授業支援システムや実習室などの施設の説明を行っている。また、日本歯科大学オリジナルの学生生活スタートブック（提出-24）を発行しており、学生の新生活支援をフォローしている。当該スタートブックは、本法人内の全ての大学及び短期大学にて配布している。

科目及び単位についての資料は、シラバスを配布し、各学期の初めにオリエンテーションを行い学生に周知している。また、学習の進め方については科目ごとに授業開始前にシラバスを用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法、連絡先・オフィスアワーについて説明し、学生への学習の動機付けに焦点を合わせた勉強方法の周知を行っている。なお、シラバスや学生便覧は本学ホームページ「情報公開」（提出-11）で公開している。学生生活の安全な日常生活を確保するため、防災マニュアル（提出-規程集5）及び危機管理マニュアル（提出-規程集6）を配布し、身近に存在している様々な危険を未然に防止、若しくは発生した際に被害を最小限に抑えるための対策を講じている。

選択科目については、前学期終了時、学生に対し担当教員が直接科目についての説明を行う時間を設けている。

学生個々の基礎学力に合った指導を早期に行うため、入学試験要項（提出-8～9）にも記載してあるように、入学前教育プログラム（リメディアル）（備付-42）を実施し、学生の入学時の基礎学力をリサーチし、教務・学生委員会で対応が必要な学生を抽出して学習支援を図っている。

第2学年、第3学年はESS（医療系大学教育支援システム）を取り入れ、学生の学習進捗状況を全教員が共有し、早期支援対象者を把握できる環境となっている。学力不足が認められた学生に対しては、教務・学生委員会とクラス主任・副主任が連携し、授業担当者に課題等の提出を依頼したうえで学習機会を設けている。定期試験で成績不振だった学生に対しては、再試験前に補習などの学習を行う時間を設けて、学力向上を図っている。

国家試験受験に対し学力不足の学生に対しては、第2学年から模擬試験を実施して自己学習を促している。模擬試験については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて自宅受験も可能としている。さらに成績下位の学生には、早期に多数の教員による個別指導を行って学力の向上を図っている。国家試験対策委員会においては、学生の学習進捗状況や個別指導担当者の選定などに関し、定期的な見直しを図るよう努めている。

学生の学習上の問題については、科目担当者やクラス主任・副主任などが相談にのっている。一方、自己学習の進度の早い学生には、参考問題や参考図書を紹介し、より深い知識を得られるよう学習支援を行っている。

学生生活での悩み・相談については、学内に学生相談員2名を配置し、匿名での相談も受けることが可能な体制をとっている。また、新潟生命歯学部と同一キャンパスであるこ

とから、新潟キャンパスとして専門の臨床心理士に依頼し、学生相談室にて気軽に面談できる体制を整えている。相談方法は対面だけでなく、電話やオンラインなど学生の希望やコロナの状況に合わせて対応できるようにしている。

日本歯科大学新潟短期大学は独自の姉妹校を持たないが、日本歯科大学には多数の国際姉妹校・協定校がある。本学学生からの留学希望があれば、留学先の検討は可能であるが、現在までに留学希望者は出ていない。また、海外からの留学希望者もない。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するため、教務・学生委員会、進路指導委員会、学生相談員の配置など、あらゆる組織体制を構築している。学年ごとに、クラス主任及び副主任を配置し、入学から卒業までの3年間を通してきめ細やかな指導を行っている（提出-規程集2・4）。クラス主任は、第1学年時から3年間変わることなくクラスを担当し、学生個人記録書（備付-44）を活用しながら、個々の学生の学習成果獲得及び学生生活に対して一貫した支援を行っている。クラス副主任は、各学年特有の問題に対して専門的な支援が行えるよう学年別に担当者を固定している。この背景には、近年の学生が人間関係や病院実習など様々な要因から精神面に問題を抱えることが増えてきたことが挙げられる。

クラブ活動については新潟生命歯学部学生と合同で行っており、文化部・運動部・学

術部など32のクラブがある。令和3年度は、オンラインによるクラブ活動紹介が行われた。毎年開催されている全日本歯科学生総合体育大会は令和3年度もコロナ禍により中止となったが、例年は競技に本学学生も参加し、バドミントン競技やスキー競技で優秀な成績を残している。現在、クラブ活動は多人数での活動が制限されているが、少人数での分散活動は許可しており、感染予防対策のため、活動は届出制となっている。

日本歯科大学新潟短期大学独自のクラブとして、学生が発足させた「華道部」があり、新潟生命歯学部学生も参加しているが、部員数が少ないため、オンラインによる部活紹介などクラブ活動の活性化につなげる工夫を検討している。

新潟生命歯学部と共同で開催される学園祭「浜浦祭」は、毎年6月中旬の土・日曜日の2日間で開催されている。令和3年度はコロナ禍により中止されたが、例年、本学学生は新潟生命歯学部学生と共に無料歯科相談を主催して活動を行っており、模擬店も出店している。無料歯科相談や模擬店には近隣地域に居住する子どもから高齢者まで多くの人が集まり、地域貢献を学ぶ場としても有用なイベントとして位置付けられている。学園祭は学生主体で運営されているが、出店準備費として本学より補助金を支出し支援を行っている。

学習用品や食料品の購入及び食事などは、新潟キャンパス全体として歯科用売店やコンビニエンスストア、学生食堂で行うことができる。歯科用売店は新潟生命歯学部8号館、コンビニエンスストアは新潟病院に設置されている。学生食堂は8号館にあり、令和3年度は密を避けるため、動線や使用時間帯を学年別に区別する体制とした。さらに感染予防対策の一環として、令和3年度から全トイレには自動開閉のサニタリーボックスを設置した。

学生の休息や相談・指導には、教職員の管理下で1階ロビーや空き教室などの使用を許可している。また、3階廊下にもソファを設置している。学生の急病対策としては、新潟生命歯学部と共同の保健センターで対応している。さらに受診の必要があれば、併設されている新潟病院医科部門内科へ連絡し適宜対応できるようになっている。スムーズな受診ができるよう、全学生に対し診察カードを事前に配布している。

学生の自己学習の支援では、多目的室（コピー機やインターネット接続のための学内LAN設備、電源などが設置）や図書館の学習室などを開放していたが、コロナ禍以降は使用を制限している。しかし、歯科衛生士国家試験前の第3学年の一部希望者については、感染予防対策を十分に行い、指定教室のみ使用を許可している。

学生生活全般については、薬物中毒の防止、悪徳商法への対応、年金などの講習会受講などを新潟生命歯学部学生と共同で新潟キャンパスの行事として行っている。令和3年度は学内への外部者の立ち入りが制限されたため、掲示物による周知や学生課長によるホームルームでの注意喚起及び指導を行った。

宿舎が必要な学生への支援については、委託寮2棟を現在短大寮として使用している（備付-40）。また、寮自体には管理人は常駐していないが、本学教員が舎監として管理している。

通学については、本学はバスで新潟駅から約25分、バス停下車後徒歩約1分と至便の地にあり、また、JRについても最寄りの駅から徒歩約10分という環境にあることから、通学バスは運行していない。また、学生用駐車場はスペースと安全面の関係から原則自動車による通学を禁止しているため、設置していない。近隣の委託寮やアパートに住む学生は、徒歩や自転車で通学する者も多く、駐輪場を本学校舎周辺に設置し、多くの学生が利用し

ている。

令和3年度に日本学生支援機構奨学金の経済的支援を受けていた学生数は、歯科衛生学科在籍学生数163名中87名で、これは在籍学生の約53%にあたる。この他新潟県や新潟市等の自治体の各種奨学金についても広く周知を行っている。また、日本歯科大学はクレジットカード会社と提携して独自の学費ローンを設定している。

オープンキャンパスでは、参加者に対して日本学生支援機構奨学金についても説明しており、高校においての予約採用を勧めている。日本歯科大学新潟短期大学独自の奨学金制度はないが、新潟県や新潟市等の自治体の各種奨学金について、希望があれば申請手続きを支援する。また、求人先や民間企業等からの奨学金についても周知を行っている。

日本歯科大学新潟短期大学では、経済的に困難な学生に対しては、学費納入期限の延期や分納など、個々の学生の事情にあわせて適宜対応をしている。一方、各学年の学術優秀者3名には、表彰するとともに学術奨励賞（10万円1名、5万円2名）を支給している。

学生の健康管理については、毎年6月に同キャンパス内の新潟病院において定期健康診断を行っており、再検査等が必要な場合も新潟病院での受診が可能となっている。

また、第2学年10月からは病院実習があることから、B型肝炎感染予防のため血液抗体検査や結核の検査を行い、ワクチンの予防接種を行っている。また、希望者に対しては季節性インフルエンザの予防接種も実施している。これらに加え、令和3年度は新型コロナワクチンの職域接種を実施した。希望があれば、学生本人だけでなく、家族もコロナワクチンの接種ができるよう対応した。

体調面のケアに関してはクラス担任が対応し、必要があれば新潟病院でも診察が可能であり、持病のある学生については継続的な診察と経過観察を行っている。

さらに、新型コロナウイルス関連の対応は学生課長を中心として、「学生の行動指針」（提出-25）を基に毎日の学生連絡メールの確認や定期的な健康調査票のチェックを行っている。校舎入り口には自動検温装置やアルコール消毒剤を設置し、毎日のセルフチェックや手指消毒が行えるようにしている。

また、本学では、安全な学生生活を送れるよう安全面には万全を期しているが、大学生活ではこれまでと違い行動範囲も広くなり身の周りの危険性も増大してくることから、万が一の事故に対する備えとして、より充実した本学独自の学生総合保険制度を設けている。この保険制度は全員加入であり、正課の授業を含む24時間、不慮の事故による負傷や賠償責任、臨床実習中の針刺し事故等による感染症予防費用、医療関連実習中の事故等による賠償責任が補償される。

その他、任意加入の保険制度として、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の不慮の事故による万が一の場合の学資費用、救済者費用等の補償も設けられている。本制度は、一般より安価な保険料で補償を受けることができ、学内の事故に限らず、学外での事故も補償されるものである。

平成19年度からは新潟キャンパス敷地内を全面禁煙としたが、その目的は以下のとおりである。

1. 学生の学習環境や教職員の労働環境を整えること
(特に受動喫煙を防止した学習環境を整える)
2. 医療従事者としての意識向上
(喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防と治療効果向上のため、患者に禁煙指導を行う立場にある喫煙者が禁煙指導をすることは困難)

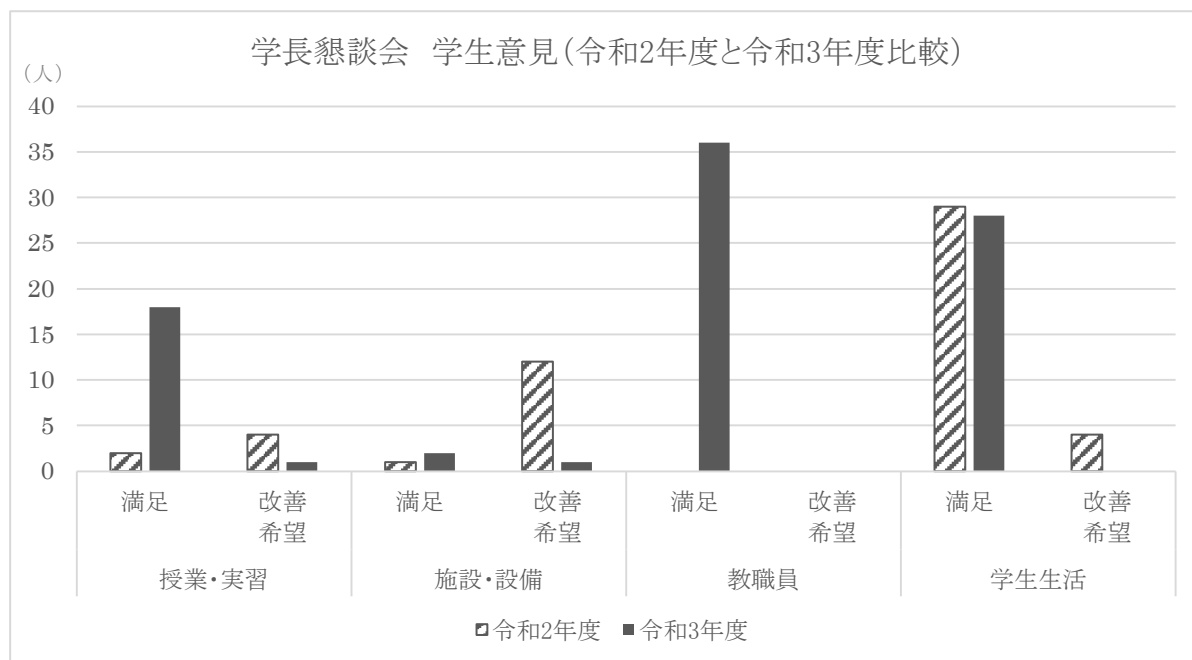
その目的達成のため、定期的な禁煙教育の実施と喫煙者に対しての禁煙支援事業として、医師・歯科医師によるコンサルテーション、ニコチンパッチなどの無償提供などを行っている。

学生の悩みや相談に対してはクラス主任・副主任が中心となって対応しているが、必要に応じて教務・学生委員会のメンバーも支援を行っている。加えて学内に学生相談員として教職員2名を配置し、随時相談に応じている。また、新潟キャンパスとして嘱託のカウンセラー（臨床心理士）がおり、決められた日時に予約をとり面談（電話、対面）を行っている。各種ハラスメントについての相談体制も整えている（提出-規程集7）。これらの学生支援情報については、学生便覧や掲示にて広く周知を行っている。

一般的生活指導については、学生課長を中心に主にクラス主任と副主任が指導・相談を行っている。年に数回、学生との個人面談（対面又はオンライン）を行い、学生の悩みなどを直接聞き取り、一人で抱え込まないように細かい指導を行っている。

コロナ禍においてはオンラインによる授業が多く、友だちづくりに悩む学生が散見されたため、学生同士が触れ合い・語り合う機会でもあるグループ単位でのオンライン自己紹介、ホームルームの早期開催など、コミュニケーションがとれるよう配慮している。また、学年間でのコミュニケーションを図るため、大学行事として学生交流会を例年企画している。本来は全学年合同で対面形式にて行うものであるが、令和3年度は新型コロナウイルス感染対策のためオンライン形式にて開催され、学生交流会当日は専攻科を含む4学年を3グループに分け実施された。学生交流会開催後は学生による事後アンケートを実施し、結果のフィードバックを行った（備付-38）。

学生の施設・教育に対する要望については、学長懇談会を毎年実施し、対応している。短大側からは学長・学生課長・クラス主任・クラス副主任が出席し、学生は自己紹介を行ったうえで大学への要望を伝え、学長がその要望に応えるフリートーカー形式で意見交換を行っている。令和元年度は対面形式で、令和2年度以降はオンライン形式で実施している。令和3年度は、学生が入学してからの感想を述べながら、学長や教員との意見交換を行った。学長懇談会終了後、学生の意見や要望は、「授業・実習に関するもの」、「施設・設備に関するもの」、「教職員に関するもの」、「学生生活に関するもの」の4つにカテゴリ分けを行い、分析を行っている。



学長は、学生の要望を各担当部署で検討するよう指示している。令和3年度は令和2年度の意見・要望をもとに改善を行った。

「授業・実習に関するもの」については該当する教員に改善内容を伝え、早急に対応した。

「施設・設備に関するもの」については、以前より椅子の入れ替えの要望が出ていたため中期事業計画にも掲げており、令和3年度に入れ替えが完了した。入れ替えにより利便性が高まり、学生からも好評である。

「教職員に関するもの」において令和2年度に全く意見が挙がらなかったのは、新型コロナウイルスの影響で前学期の授業がオンラインのみであったため、教職員と接する機会がほぼなかったことによるものと思われる。しかし、令和3年度は前学期から実習などの対面授業があったため、学生からは「先生が優しい、献身的、距離が近い、ほめてくれる」等、評価が高い結果となった。

「学生生活に関するもの」では、友人関係で不安のある学生がみられたが、後学期の対面授業、特に実習を通して友達づくりができ、満足という意見が多い結果につながったと考える。

年度末には、卒業生アンケート（第3学年対象）及び大学評価アンケート（第1学年及び第2学年対象）を実施しており、学生生活に関する意見の聴取を行っている（備付-22～23・39）。調査結果については教務・学生委員会で共有を図り、改善策を検討している。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制については、現時点で、留学生の在籍はない。

社会人学生に対しては、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度がある。これは、厚生労働大臣指定講座を対象とした専門実践教育訓練給付制度であり、入学試験要項や本学ホームページ「社会人経

験者の方へ」(備付-48)で広く周知を図っている。

障害者への支援では、新潟キャンパス内でのバリアフリー化を進めており、多目的トイレ、スロープ、ボタン自動開閉式スライド扉、手すり装置等の設置を順次行っている。発達障害などを持つ学生に対する支援は、関係する教職員が学外での研修会やオンラインによる他大学教員との情報交換会の参加により個々のスキルアップを図り、対応している。

本学の目的には「高度な歯科衛生士の育成を図ること」を掲げており、すなわち社会における生涯学習センターとして機能することでもある。社会人の再就職支援という観点から多数の社会人が入学することを期待している。学生の社会的活動では、例年は地域活動やボランティア活動に積極的に参加するよう促し、開催地への派遣の際には担当教職員が引率し、学生が参加しやすいよう環境整備を行っている。これらの地域活動やボランティアに参加した学生については、本学独自に実施している卒業時の学長表彰への推薦に活用しており、評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援については、進路指導委員会を中心として就職オリエンテーションを実施し、求人票の読み方や面接時の心構え、就職活動の手順、労働関係法規の概要などを説明している。本学学生は歯科衛生士になることを目的として入学しているため、第1学年次の早期段階で様々な現場で活躍する卒業生による特別授業や、新潟病院体験実習を導入し、キャリア教育を行っている。このように、新潟キャンパス内で身近に高度な歯科医療を感じながら学び、生活することが就職・進学支援に繋がっている。

また、本学では、新潟県歯科医師会の事業に参加協力し、第2学年の夏期休業期間を利用した「歯科衛生士臨床見学」(歯科医院見学)を推奨し、希望者を募っている。学生は、見学の受け入れが可能である歯科医院より希望の医院を選択し、学生自らが直接連絡をとったうえで見学に行く制度である。電話対応の指導などは進路指導委員会で行い、第3学年時の就職活動に役立たせている(備付-43)。

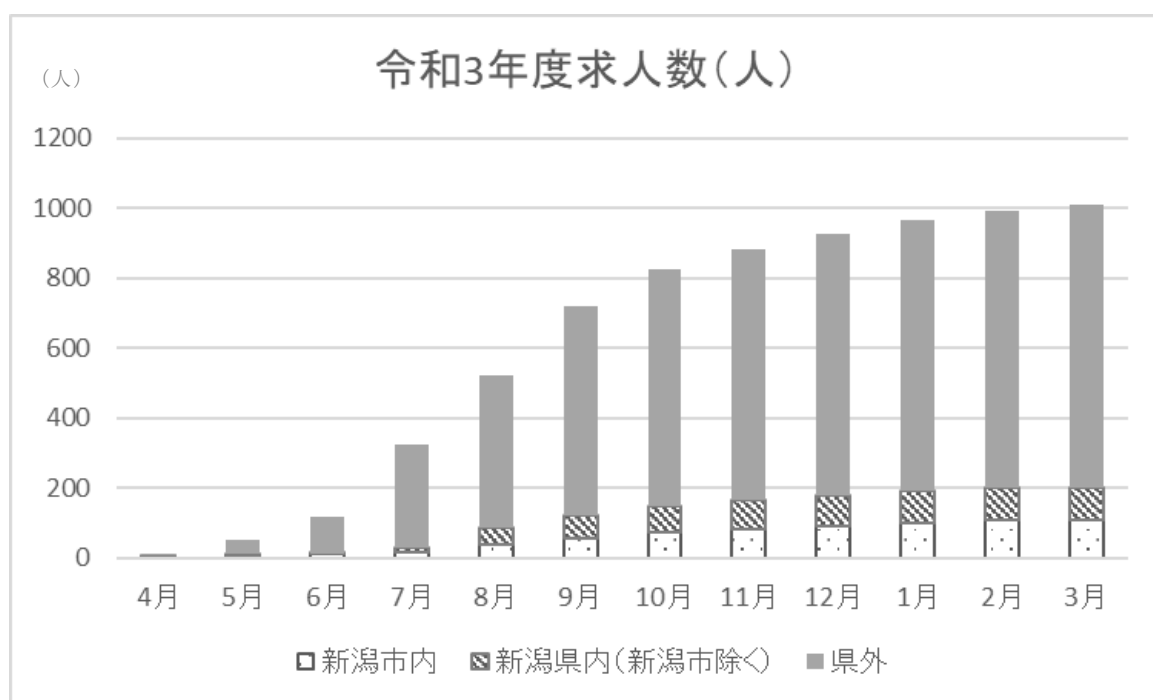
就職のための資格取得では、選択授業の「医療保険事務」や「ケアコミュニケーション演習」が挙げられる。いずれも検定試験があるが、合格すれば各種資格を取得することができる。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては、進路指導委員長やクラス主任・副主任が指導・助言を行っている。事務職員も事務室の窓口業務を通じて学生と対話して

おり、短期大学全体で学生の学業・学生生活・卒業後の進路指導に当たっている。コロナ禍においては、これら個別相談・指導については対面若しくはオンラインで対応できるよう配慮している。

卒業後の進路には進学と就職があり、進学では本学専攻科あるいは4年制大学への編入、就職では病院・歯科診療所・企業・保健所・行政機関などがある。進学希望者には、進学希望先の現役学生（本学卒業生等）と連絡をとり、進学についての説明や質問を受ける機会を設けている。

就職については、学内の専用掲示板や専用コーナーを事務室前に設置している。求人情報は全件をファイリングし、いつでも希望者は求人票を閲覧することができるよう対応している。なお、進路指導委員長や事務職員は、進路支援や相談を行っている。求人状況や内定状況は月例でハローワーク新潟に報告しており、その際本学に求人票が提出されていない求人状況等の情報を得ている。また、当該情報は進路指導委員会報告として定例教授会で報告され、すべての教職員への情報の共有化を図っている。令和3年度の求人総数は1012人であり、卒業生の約20倍の求人となっており、全国的に歯科衛生士の必要性が求められていると考えられる。



卒業時の就職状況（備付-45～47）は進路指導委員会でデータをまとめており、就職活動開始前に学生に提示するほか、病院実習前の保護者説明会やオープンキャンパスでもこのデータをもとに学生の学習・就職支援に役立てている。

毎年3月に新潟県歯科医師会が主催する「医育機関との懇談会」に参加し、新潟県内の歯科衛生士養成機関の進路指導担当者と求人状況などについて意見交換を行っている。本学からは進路指導委員長が参加し、初任給や求人状況などのデータの集計表をもとに、雇

用関係や歯科衛生士の学生募集対策、歯科医師会と連携した社会貢献活動などについて話し合い、学生への就職支援に役立てている。さらに就職先でのニーズを調査・分析するため、ステークホルダー調査（備付-17）を実施している。

本学では、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）は行っていない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学力不足の学生については、勉強面だけではなく、生活面での指導も必要である者も含まれていた。特に一人暮らしの学生については、大学側の支援だけでなく、近年の学生気質から家族からの支援も必要であると考えられる。そのため、学生支援は単なる学習指導や生活指導だけでなく、必要に応じて学生の家族とも連携を取り、双方で支援するシステムの構築が必要と考えている。

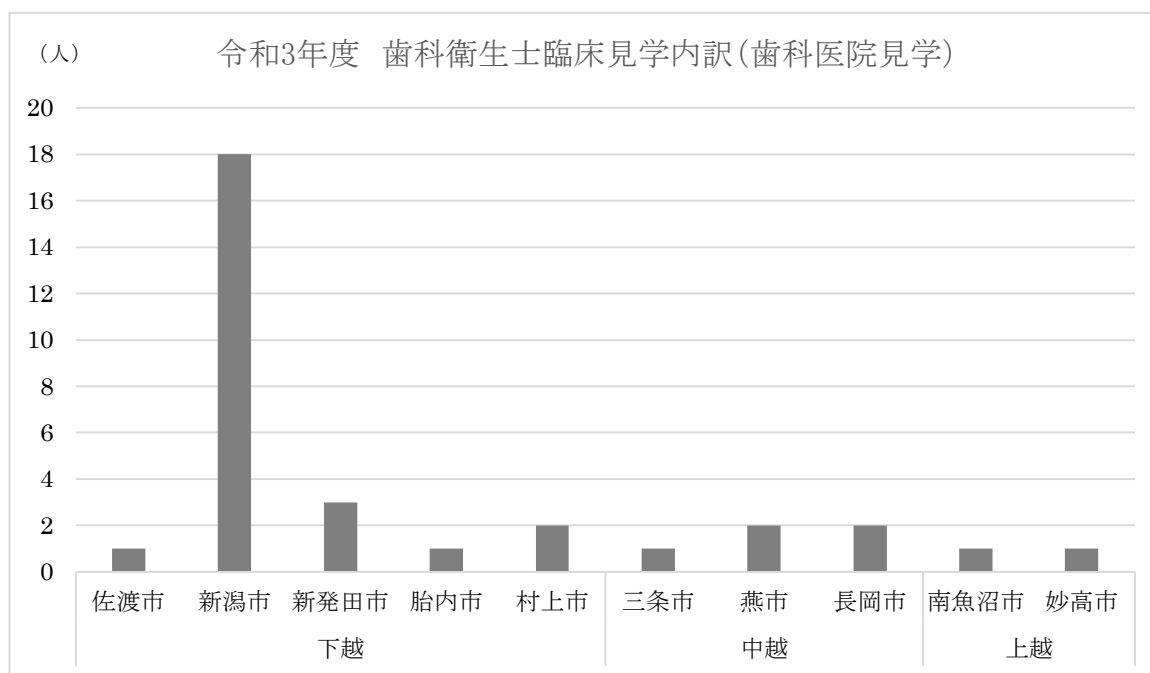
経済的な支援を要する学生に対しては、本学の許可を得たうえで、学業に支障が出ないことを条件にアルバイトを認めている（本学ではアルバイトの奨励はしていない）。しかし、現在のコロナ禍においては感染リスクの高い飲食店などでのアルバイトを許可できない状況であるため、経済的な支援について考えていかなければならない。本学で斡旋しているアルバイトとして、キャンパス内の図書館の受付や新潟病院の歯科助手業務があるが、コロナ禍で制限があるため募集数が減少している。学生への経済的な支援対策が今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

日本歯科大学新潟生命歯学部（新潟キャンパス）は新型コロナワクチンの職域接種会場であり、県内では最速でワクチン接種を実施した。病院実習を行っている学年については、職域接種開始前の医療従事者向け優先接種で対応した。

学生交流会では、経済的支援を兼ねて、食料品やお菓子、日用品を全員に配布した。

キャリア教育の1つである第2学年対象の「歯科衛生士臨床見学」（歯科医院見学）は、新潟県歯科医師会が独自で実施している事業であり、令和3年度は92件の歯科医院が登録していた。臨床現場で活躍する歯科衛生士を間近で見学することで、病院実習前にプロフェッショナル意識を高めることが目的である。見学時期は夏休み期間であり、令和3年度は第2学年32名が参加した。



<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回、シラバスは学科の教育の目的・教育の目標に基づいて作成され、「一般目標」と「行動目標」がそれぞれ明示されているが、学習成果が明確に明示されていないとの指摘があり、シラバスの再検討を行った。シラバス作成マニュアルの見直しを図り、全教員へ配布のうえ、共有を図っている。学習成果として各科目がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの部分を担うのか、そしてどのように評価するかその具体的割合について説明を必須としている。成績評価は定期試験のみでの評価ではなく、学生の学習成果修得状況を把握するための工夫として、小テスト、レポートなどの課題、グループディスカッションの成果発表など日頃の学習を十分に加味し評価を行うよう努めている。

ここ数年の間に、学生の成績のヒストグラムが正規分布だったものが二峰性に分散してきた。成績下位の学生と面談した結果、「これまで学習する生活習慣がなかった」や「学習する方法がわからない」などの問題点が明らかになっている。そのため、第1学年前期の段階で入学前教育プログラム（リメディアル）結果（提出-17）や個人面談記録をもとに、教務・学生委員会と国家試験対策委員会が個々の学生を分析し、クラス主任・副主任と連携し、必要に応じて個別指導を依頼するシステムを導入している。また、成績上位の学生には、難易度の高い練習問題を希望制で提供している。

就職支援については、新卒者の約5%が3か月以内に就職先を変えている状況を踏まえ、新潟県歯科医師会と連携して第2学年を対象に歯科衛生士臨床見学を実施している。臨床

現場で活躍する歯科衛生士と早期の段階で交流させることで自身のキャリアビジョンを明確化させている。また、就職先についてはステークホルダー調査結果を就職指導に反映させている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現状、過密な教育課程となっており、学年における科目の配置に苦慮している。社会の求める歯科衛生士像の再調査を行い、本学の強みを活かしつつ、改善すべき点に対する教育課程の見直しを図る予定である。教育課程は全教員とのすり合わせを行い、開講時期の見直しも含め、科目間を超えた教育の提供を目指す予定である。そのためには、アクティブ・ラーニングを用いた能動的な学習をさらに増加させる必要があると考える。また、学習成果については、今後ルーブリック評価をより効果的に活用することで、これまでの評価内容の妥当性の検討を行い、学生が自身の成長を可視化できる環境整備を行う予定である。また、1年間の臨床実習と国家試験対策との乖離を防ぐため、併設されている新潟病院の歯科衛生士と連絡を密にとり、臨床実習時における学習成果の見直しを行う予定である。

学生支援体制については、今後も当面は新型コロナウイルス感染対策を講じる必要があると考えており、感染状況に応じて「学生の行動指針」の見直しを図っていく。本学は学生を守ることを第一に考えており、引き続き状況に応じた対策を講じていく予定である。

日本歯科大学新潟短期大学

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 7 日本歯科大学新潟短期大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 8 日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準
- 9 学校法人日本歯科大学就業規則
- 10 学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程
- 11 日本歯科大学新潟短期大学研究推進委員会規程
- 12 日本歯科大学新潟短期大学研究倫理規程
- 13 日本歯科大学新潟短期大学利益相反管理規程
- 14 日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程
- 15 日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程
- 16 日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程
- 17 日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要項
- 18 日本歯科大学新潟短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項
- 19 日本歯科大学新潟短期大学 FD・SD 委員会規程
- 20 学校法人日本歯科大学海外出張規程
- 21 日本歯科大学新潟短期大学組織規程
- 22 日本歯科大学新潟短期大学事務分掌規程
- 23 学校法人日本歯科大学育児休業規程
- 24 学校法人日本歯科大学介護休業規程
- 25 学校法人日本歯科大学新潟キャンパス安全衛生管理規程
- 26 学校法人日本歯科大学新潟キャンパスストレスチェック制度実施規程

備付資料

- 12 日本口腔保健学雑誌（令和 3（2021）年度）
- 30 歯科衛生研究会講演抄録集（令和元（2019）年度）
- 31 歯科衛生研究会講演抄録集（令和 2（2020）年度）
- 32 歯科衛生研究会講演抄録集（令和 3（2021）年度）
- 33 日本口腔保健学雑誌（令和元（2019）年度）
- 34 日本口腔保健学雑誌（令和 2（2020）年度）
- 50 専任教員個人調書 [様式 21]（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）
- 51 専任教員教育研究業績書 [様式 22]
（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）

- 52 日本歯科大学新潟短期大学 HP「情報公開」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/disclosure/>
- 53 非常勤教員一覧表 [様式 23]
- 54 専任教員年齢構成表 (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)
- 55 Odontology (Vol.108)
- 56 Odontology (Vol.109)
- 57 専任職員一覧表 (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)
- 58 日本歯科大学新潟短期大学 FD・SD 活動記録
(令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度)

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、教育の理念、教育の目的及び教育の目標を達成できるよう教員組織を編成しており(備付-50～51・53～54)、令和3年度においても、短期大学設置基準に定める教員数(12名)を充足するとともに、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数を満たしている。

専任教員の職位は、日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準(提出-規程集8)に基づき明確に定められており、短期大学設置基準の規定を満たしている。

教員の配置については、教育課程編成・実施の方針に基づき、学長を除き専任教員は14名配置されており、内訳は、教授5名(歯科医師3名、歯科衛生士1名)、准教授4名(歯科衛生士2名)、講師3名(歯科医師1名、歯科衛生士2名)、助教1名(歯科衛生士1名)、助手1名(歯科衛生士1名)、非常勤教員は24名配置しており、内訳は、日本歯科大学新潟生命歯学部併任講師21名、外部非常勤講師3名となっている。また、必要に応じて補助教員等を配置するよう配慮している。非常勤教員の採用についても、短期大学設置基準を準用して実施している。

以上のとおり、教員の人事に関する取扱いに関しては、各種関連法令、就業規則(提

出-規程集9)、及び学内関連規程に基づき適正に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教員個人の研究活動だけではなく、学内外の研究者との共同研究も行われており、その成果については、毎年度、全専任教員より活動状況報告書として提出されている。また、当該活動状況については、最新情報を本学ホームページ「情報公開」（備付-52）で公開している。

科学研究費助成事業については、専任教員全員が応募申請することを原則としており、令和3年度は3件（継続3件）、採択されている。また、歯科衛生士教員は新潟生命歯学部や他機関の研究者との共同研究を多数進行させており、その他外部研究費による研究も継続して行っている。

教員の研究活動に関しては、学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程、日本歯科大学新潟短期大学研究推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学研究倫理規程、日本歯科大学新潟短期大学利益相反管理規程、日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要項、日本歯科大学新潟短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項（提出-規程集10～18）などで、研究者が研究を行ううえで遵守すべき行動や態度を明確に示している。最高管理責任者である学長や統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者である学科長が中心となり、学内外で開催の各種研修会への参加要請や研究倫理に関する情報を会議やメール等で定期的に発信している。令和3年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ

ン」に準拠し、本学では研究倫理を遵守するための取組みを定期的に点検・改善しており、学術研究が適切な方法で進められその信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

教員の研究成果を発表する機会は、学内では毎年2月に開催している歯科衛生研究会（備付-30～32）があり、日本歯科大学内では日本口腔保健学雑誌（備付-12・33～34）やOdontology（備付-55～56）を刊行している。学外では日本歯科衛生学会及び日本歯科医学教育学会などがあり、それぞれの専門学会において論文投稿や発表がなされている。歯科衛生研究会は本学独自に始めた研究会で、本学卒業生や専攻科生を中心に歯科衛生士の研究発表の場を確保する目的で開催している。また、最近ではシンポジウム形式での学生のキャリア教育などを兼ねた歯科衛生士業務に関する課題を中心に行っている。令和2年度は、密を回避するため引き続きオンライン学会の参加も行われた。また、令和3年度は歯科衛生研究会をオンラインにて開催し、日本歯科大学新潟生命歯学部教職員を含む84名が参加し、活発な質疑応答が行われた。

研究活動は日本歯科大学新潟短期大学内の共同研究室や実習室で行うばかりではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部の施設である先端研究センターや共同研究を行う各講座の研究施設や設備を使用することが可能である。教授室を含む各研究室にはパソコンやプリンター等が設置され、インターネット回線に対応した学内LAN環境が構築されている。なお、研究環境については研究者の意向を随時反映させ、環境整備を行っている。令和3年度も、新型コロナウイルス感染対策の観点より教員の分散配置を継続して実施し、可能な限り密の環境を解消するよう努めた。

研究については、専任教員が研究活動に専念することができる体制を整えている。具体的には、専任教員の研究エフォート確保のため、業務分担の促進や業務集中の防止の観点から、必要な措置を講じている。研修については、教授会やFD・SD委員会が主体となって計画し、FD・SDワークショップや講演会などに参加するよう積極的に情報を発信している。専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD委員会規程（提出-規程集19）に基づき、全員参加を原則として年に数回行っている（備付-58）。教職員が外部で参加した研修内容のフィードバックを兼ねたテーマなど、その都度必要と考えられる内容としており、FD・SD研修会で報告のうえ、教育内容や学生サービスの発展と向上のため反映させている。令和3年度には、「教育及び学生支援の向上・充実のためのPDCA{Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）}サイクルを考える」をテーマとした内部質保証のための対面形式ワークショップが開催され、学長を含む12名の教職員が参加し、積極的な意見交換が行われた。また、歯科衛生士教員に対しては全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を大学として支援しており、受講した教員には認定証が授与されている。さらに、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士資格取得のための講習会受講に対しても大学が支援を行っている。コロナ禍においては、外部でのオンライン学会や研修会等が活発に開催されたため、多数の教員が参加した。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等は、学校法人日本歯科大学海外出張規程（提出-規程集20）に基づき運用されているが、令和2年度以降はコロナ禍により活動実績はない状況である。

学習成果や学生状況は、定例で開催される教務・学生委員会、進路指導委員会、病院

実習教育検討委員会、国家試験対策委員会等で報告のうえ協議し、関係教職員及び関連部署に指導方針などの情報共有を図っており、各委員会より定例教授会に報告のうえ、全教職員に周知徹底されている。また、法人及び新潟生命歯学部との連携についても、新潟キャンパスの部局長級で構成された浜浦会議及び毎月定例で開催される学部内連絡会議に学長が出席のうえ情報を共有し、各部署責任者とコミュニケーションを深め、連携の強化を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織（備付-57）の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程（提出-規程集21～22）において明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。本学の事務組織は、専任の事務職員3名と法人及び新潟生命歯学部事務部の兼任職員で構成されており、専任事務職員については事務長を責任者として日常業務を行っている。

専任事務職員3名は他部署での職務経験があり、各々が幅広い横断的知識を有しているため、それぞれの経験が業務に生かされるよう適切な業務分担を行っている。また、事務室は短期大学校舎1階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と日常的に挨拶を交わし、交流を深めている。そのため、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。コロナ禍では、本学で既に導入されていたメールでの連絡システムにより、円滑に連絡を取ることが可能となっている。

事務関係については、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び日本歯科大学新潟短期大学事務分掌規程の両規程により事務の職務内容が定められている。

事務部署については、短期大学設置基準にて定められている事務室を備えている。施設及び設備の老朽化に関しては、修繕や買い替えを随時行っている。全事務職員は各自専用のパソコンを有しており、情報機器を用いて日々の業務を行っている。成績管理システムが導入されているパソコンはインターネットとの接続はされておらず、独立した成績処理専用のものであるとしている。その他備品等についても適宜補充を行い、管理されている。

専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD規程に

基づき、全員参加を原則として年に数回行っている。FDだけではなく、SDの重要性に関しても全教職員での共通認識を図り、教職員が一体となって研修活動に取り組んでいる。外部開催の各種研修会にて習得した知識や経験については、その内容を学内へ還元しており、学内業務や事務業務の改善により事務職員の能力開発に活用されている。令和3年度は、「教育及び学生支援の向上・充実のためのPDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))サイクルを考える」をテーマとした内部質保証のための対面形式ワークショップが開催され、学長を含む12名の教職員が参加し、積極的な意見交換が行われた。令和3年度も感染対策の観点より、オンライン外部研修会へ多数参加した。

事務職員間での相互チェックや日々の打合せにより、日常的な業務の見直しや事務処理の改善については達成されている。3名と少人数であることから情報の共有や連携に問題はなく、良好な関係を築けている。また、毎年度終了時に業務の点検・評価を行っており、適性や業務量などに鑑み業務の見直しや再分配を実施している。

学習成果や学生状況は定例で開催される教務・学生委員会、進路指導委員会、国家試験対策委員会等で報告のうえ協議し、関係教職員及び関連部署に指導方針などの情報共有を図っており、定例教授会に委員会より報告のうえ全教職員に周知徹底されている。また、法人及び新潟生命歯学部との連携についても、新潟キャンパスの部局長級で構成された浜浦会議、毎月定例で開催される学部内連絡会議及び新潟事務連絡会議に事務長が出席のうえ情報を共有し、各部署責任者とコミュニケーションを深め、連携の強化を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の人事・労務に関しては、日本歯科大学新潟短期大学ハラスメントの防止等に関する規程、学校法人日本歯科大学就業規則、学校法人日本歯科大学育児休業規程、学校法人日本歯科大学介護休業規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパス安全衛生管理規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパスストレスチェック制度実施規程等の就業に関する諸規程（提出-規程集7・9・23～26）を整備し、必要事項を定めている。

就業に関する諸規程が集約された規程集は事務室に常設され、必要がある際は教職員がいつでも閲覧できる状態となっている。就業に関する諸規程に改正等があった場合は、教職員へその趣旨や概要等の周知徹底を図っている。また、入職時オリエンテーションの際に、勤務全般に関する説明を行っている。

出退勤時は、教職員各自が非接触型タイムレコーダーに通門証を打刻し、その勤怠データを庶務部で一元的に管理しており、勤務状況を常に把握することができる体制を整えている。教職員の就業については、就業に関する諸規程及び各種労働関係法令に基づき、適

正な人事管理を行っている。令和3年度については、新型コロナウイルス感染対策の観点より、適宜自宅待機を命ずるなどの対応を図った。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は、ディプロマ・ポリシーに「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。」を掲げており、歯科衛生士の3大業務である、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の各実習を充実させるため、特に歯科衛生士教員は多くの授業を担当している。超高齢社会の到来にともない、周術期口腔ケアや訪問歯科診療などが歯科衛生士業務として認識されてきている現状で学生に教育すべき内容も必然的に年々増加しており、同一敷地内に設置されている日本歯科大学新潟病院において、歯科衛生士教員が予防処置及び診療補助を行いながら臨床指導も行っている。また、専攻科歯科衛生学専攻（認定専攻科）の専攻研究の指導も加わるので、3年制の短期大学でありながら、実質的には4年制大学と同等に指導しなければならない状況にある。教育、研究、臨床、広報、学生対応等に時間が費やされるため教員の業務量が多くなっており、人的及び時間的余裕が少なくなっていることが問題点である。今後も当面は新型コロナウイルス感染対策を多方面において講じる必要があると考えられるため、継続して対応を模索していく方針である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

令和3年度には新しい試みとして、内部質保証に直結するPDCAサイクルをテーマに掲げた全学的FD・SD研修会を開催した。全教職員の参加を原則としたワークショップ形式とし、積極的な意見交換が行われた。今後も教職員間での内部質保証に関する共通認識を深め、人材育成を適切に実施していく予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

- 5 防災マニュアル
- 6 危機管理マニュアル
- 27 学校法人日本歯科大学経理規程
- 28 学校法人日本歯科大学経理事務実施要領
- 29 学校法人日本歯科大学物件の調達管理実施要領
- 30 日本歯科大学新潟キャンパス消防計画書
- 31 学校法人日本歯科大学危機管理規程
- 32 学校法人日本歯科大学エネルギー管理規程

備付資料

- 59 日本歯科大学新潟キャンパス全体図
- 60 日本歯科大学新潟キャンパス各建築物平面図
- 61 日本歯科大学新潟生命歯学部図書館平面図
- 62 日本歯科大学新潟生命歯学部図書館 HP
<https://ngtlib.opac.jp/opac/top>

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地面積及び校舎面積並びに短期大学設置基準で規定されている本学に必要な校地面積及び校舎面積は、それぞれ以下のとおりである。

本学校地面積	68,124.24m ²	本学校舎面積（専用）	2,070.05m ²
本学校地基準面積	1,500.00m ²	本学校舎基準面積	1,950.00m ²

以上より、本学は校地の面積及び校舎の面積に関して、短期大学設置基準の規定を充足している。また、新潟キャンパスには日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設が多数設置されており、新潟病院、ITセンター、図書館、講堂、アイヴィホール、学生食堂、体育館、武道場、グラウンド、テニスコート等の整備のもと、充実した環境で学生生活を送ることが可能となっている（備付-59～60）。

新潟キャンパスには、体育館、武道場、全天候人工芝グラウンド、テニスコート（ハードコート）等の各種屋内外運動場が設置されており、適切な面積の運動場を有しているといえる。

新潟キャンパスでは、施設及び建築物等のバリアフリー化を順次進めている。各所に多目的トイレ、スロープ、ボタン自動開閉式スライド扉、手すり装置等が設置されているが、今後も引き続き計画的に対策していく必要がある。また、耐震診断調査の結果に基づき、今後計画的に耐震補強工事を実施する予定である。

教育課程編成・実施の方針及び法令に基づき、講義、演習、実習を実施する各教室、基礎実習室、介護実習室等を設置している。必要に応じて日本歯科大学新潟生命歯学部の各施設も利用することが可能な環境のため、不足することはない。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

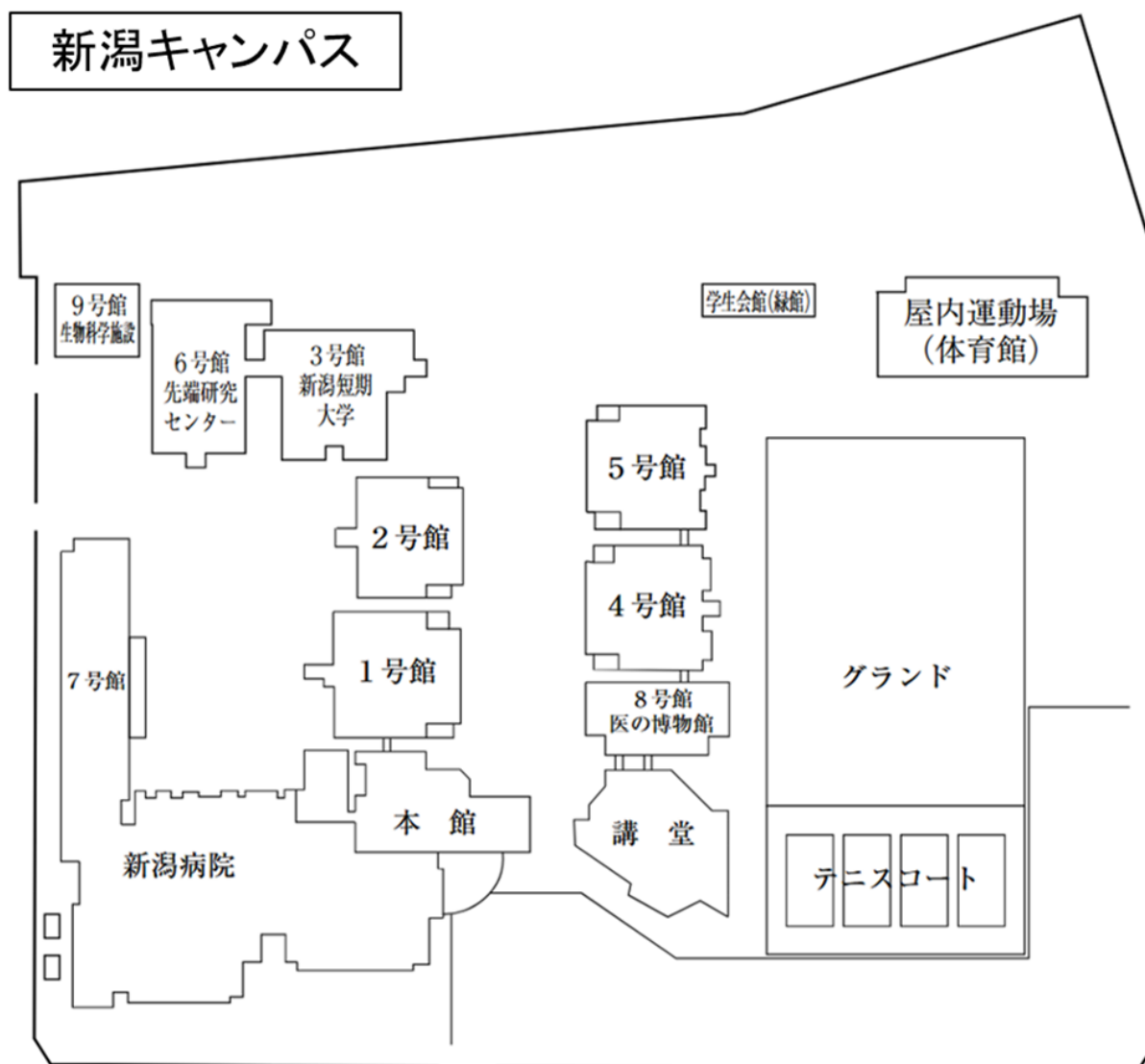
教育課程編成・実施の方針に基づき、全ての教室において、プロジェクター施設及び音響設備を完備しており、教員がパソコンを用いて授業を行う体制は構築されている。各教室及び各実習室内の機器備品類に関しては、学生の学習環境に直結することより、毎年度見直しを行い計画的な入れ替えを実施している。令和3年度は老朽化のため教室の椅子の入れ替えや、新型コロナウイルス感染対策である換気の効率化を図るため各教室及び実習室の窓に網戸の取り付けを行うなど、計画的に施設・備品管理を行っている。

本学では、書架再編及び共用閲覧室拡充による利便性の向上を図るべく、令和2年度に図書館の改修を行った。1階が学習室、2階が閲覧室、3階が書庫と、フロアによって用途の差別化を図った。また、書架の向きを変え、歯科関係、医科関係、一般図書と、3列に図書を再配置し、明るく利用しやすい環境の整備を行った。改修により、総面積は998㎡、図書館短大コーナー及び共用スペース面積は648.00㎡となり、十分な面積を有している（備付-61～62）。

図書館の蔵書数は67,669冊、受け入れ学術雑誌数は183タイトル、視聴覚資料数は473種類、閲覧席数は190席であり、適切な環境が構築されている。歯科関係の蔵書も数多く備えられており、いずれも利用率が高く有効活用されている。購入図書の選定システムについては、原則として2か月に1回開催される図書委員会（本学教員も委員として委嘱）の運営事項として業者からの見計らい図書や学内利用者からの希望図書等について協議され、購入図書が決定される。廃棄システムについては、理事長の決裁により除籍を行っている。新潟キャンパスに立地している本学図書館は、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設であり、前述のように学内利用者からの意見を汲み取ったうえで委員会にて選定されているため、参考図書や関連図書は随時購入のうえ整備されている。

新潟キャンパスには、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設である体育館が設置されており、屋内運動場、ランニングコース、トレーニングルーム、ロッカールーム、シャワールーム等が完備されている。面積も1,733.00㎡であり、適切な面積を有している。

令和2年度以降は新型コロナウイルス感染対策として、Cisco Webexシステムを導入し、4号館セミナー室よりオンライン授業の発信を行っている。ネット環境の整備も適宜行い、適切な環境を構築している。また、講堂及びアイヴィホールにはデジタルサイネージが設置されており、各種行事等の際はリモートコントロールにより有効に活用している。また、各種会議、式典、オープンキャンパス等についても、Cisco Webexシステムを利用し、オンライン形式により参加できるよう体制の整備を行っている。



[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産、消耗品及び貯蔵品等の取扱いについては、学校法人日本歯科大学経理規程、学校法人日本歯科大学経理事務実施要領、学校法人日本歯科大学物件の調達管理実施要領（提出-規程集27～29）に明記しており、当該学内規程に基づき、施設設備、消耗品及び貯蔵品等の維持管理を適切に行っている。

教職員及び学生の安全な日常生活を確保するため、火災・地震対策については防災マニュアル（提出-規程集5）及び日本歯科大学新潟キャンパス消防計画書（提出-規程集30）を、防犯対策については危機管理マニュアル（提出-規程集6）及び学校法人日本歯科大学危機管理規程（提出-規程集31）を策定している。身近に存在している様々な危険を未然に防止、若しくは発生した際に被害を最小限に抑えるため、各種諸規程の整備を行っている。

新潟キャンパスにおける避難訓練に関しては、消防法に基づき毎年8月と2月の年2回実施しており、学生も参加している。防災・防犯警備に関しては、防災監視及び施設管理業務を外部専門業者に委託しており、24時間体制で警備員が常駐のうえ学内巡回を実施している。その他、緊急地震速報受信装置や各所に防犯カメラを設置しており、安全性を確保している。災害時の連絡系統に関しては、全教職員を対象とした緊急連絡網が整備されており、速やかに伝達事項が伝わる体制が構築されている。また、新潟キャンパスでは震災等によるライフライン停止の状況を想定し、日頃から医薬品、マスク、飲料水、食料品等の備蓄品を備えており、万全を期している。令和2年3月からの日本国内における新型コロナウイルス感染拡大期も、備蓄品が効率的に利用された。

新潟キャンパス内のコンピュータシステムセキュリティ対策については、ITセンターが一元的に管理しており、ファイアウォール等のセキュリティソフトの導入、SPAMメール対策サーバの導入、標的型攻撃メールに関する迅速な情報発信等の取り組みを行っている。サイバー攻撃やマルウェアの手法は日々進化しているため、常に最新の情報をキャッチしネットセキュリティのアップデートを行えるよう、対応を行っている。

本法人では、学校法人日本歯科大学エネルギー管理規程（提出-規程集32）に基づき、エネルギーの使用の合理化及び省エネルギー対策の推進を図っている。毎年6月～9月の夏期期間及び11月～3月の冬期期間には、新潟キャンパス内の全ての部門を対象に、節電対策の徹底を呼び掛けている。設備面においても、空調設備の高効率化や照明器具のLED化

等を順次進めている。また、細かく時間を設定してのエアコン運転や使用頻度に応じて部分的に蛍光灯を外すなど、省エネの取り組みも全学的に行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学校舎である3号館では施設や備品等の老朽化が散見されるため、今後も定期的に学内ラウンドを実施し、施設備品等の修繕や入れ替えを計画的に行っていく必要がある。施設や備品は学生の教育効果に直結することも考えられるため、優先順位を高め設定して対応していく予定である。また、耐震調査の結果、補強工事が必要と診断されたため、現在具体的な工期について検討中である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

令和2年度に新潟キャンパス内に設置されている図書館をリニューアルし、図書館書架再編及び共用閲覧室拡充による利便性の向上を図った。また、新学習室の「開けゴマ」も新たに新設され、新型コロナウイルス感染収束後は、学生への開放方法について検討していく予定である。令和4年度入学者選抜においては、広くスペースを確保する観点より、面接会場として利用した。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

63 新潟キャンパス LAN 敷設状況

64 マルチメディア教室等の平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

第1学年時に履修するコンピュータ演習の授業では、ITセンターに常設されている106台のパソコンを用いて指導を行っている。また、学生全員が受験する各種認定試験は、同じくITセンター内で実施しており、常に最新の設備を用いて学ぶことが可能な環境を構築している。病院や歯科医院で働くうえでパソコンスキルは必須であり、医療以外の専門性のあるスキルや知識を修得するための支援も行っている。

教職員に対しても、情報技術に関する研修会やセミナー等の情報を積極的に発信している。また、セキュリティ対策の一環として標的型攻撃メール対応訓練も実施しており、全学的にIT化に向けた取り組みを行っている。

新潟キャンパスには、ITに関する知識とスキルを兼ね備えた専任教職員が複数名配置されており、コスト面、ハード面、ソフト面それぞれの観点より計画的に運営を行っている。常に最新の情報を分析し、適切な状態を維持するよう、全学的に努めている。

本学では、全教職員が一人一台以上パソコンを保有しており、その他にも、学生連絡用、成績管理用、授業支援用など、余裕を持った台数を確保している。各教室においては、示説や実習デモ等の視覚素材を発信するための設備やLAN環境が整備されている（備付-63）。

本学で導入している授業支援システムは、自宅や学外からでもアクセスすることができ、学年毎の時間割や資料等の閲覧が可能となっている。また、令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染対策としてCisco Webexシステムを用い、オンライン授業の運用を行っている。本学では従前よりIT化を促進していたため、円滑に活用できていると実感している。これは、教職員のITスキルの高さや学内ITインフラ整備の結果の賜物であると認識している。また、令和3年度後学期には2教室間での分散授業システムが導入され、感染対策を施したうえでの対面授業が行われた。

コンピュータ教室としてIT教室（パソコン106台完備）、マルチメディア教室として短大基礎実習室（モニター付歯科用ユニット30台完備）を設置しており、本学学生は常に最先端設備でのメディア授業受講が可能となっている（備付-64）。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

今後も新型コロナウイルス感染対策を継続して実施していく必要があるため、感染対策の徹底と教育効果を最大限発揮できる授業運用を模索していく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和3年度後学期に2教室間での分散授業システムが導入され、感染対策を施したうえでの対面授業が可能となった。本学では初の運用となったため、教員を対象とした説明会

を複数回実施し、事前準備を綿密に行ったうえで臨んだことより、トラブルなく順調に分散授業が進められた。第3学年の歯科衛生士国家試験対策は最重要ミッションであるが、感染対策や学生のモチベーション維持など、コロナ禍では課題が山積みの状況であった。しかし、結果的に当該学年では新型コロナウイルス感染者が皆無であり、さらには国家試験合格率100%を達成できたことより、コロナ禍において教育効果の向上を図ることに成功したと認識している。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 26 活動区分資金収支計算書（学校法人全体） [書式 1]
- 27 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]
- 28 貸借対照表の概要（学校法人全体） [書式 3]
- 29 財務状況調べ [書式 4]
- 30 資金収支計算書（令和元（2019）年度）
- 31 資金収支計算書（令和2（2020）年度）
- 32 資金収支計算書（令和3（2021）年度）
- 33 資金収支内訳表（令和元（2019）年度）
- 34 資金収支内訳表（令和2（2020）年度）
- 35 資金収支内訳表（令和3（2021）年度）
- 36 活動区分資金収支計算書（令和元（2019）年度）
- 37 活動区分資金収支計算書（令和2（2020）年度）
- 38 活動区分資金収支計算書（令和3（2021）年度）
- 39 事業活動収支計算書（令和元（2019）年度）
- 40 事業活動収支計算書（令和2（2020）年度）
- 41 事業活動収支計算書（令和3（2021）年度）
- 42 事業活動収支内訳表（令和元（2019）年度）
- 43 事業活動収支内訳表（令和2（2020）年度）
- 44 事業活動収支内訳表（令和3（2021）年度）
- 45 貸借対照表（令和元（2019）年度）
- 46 貸借対照表（令和2（2020）年度）
- 47 貸借対照表（令和3（2021）年度）
- 48 学校法人日本歯科大学事業報告書（令和3（2021）年度）
- 49 学校法人日本歯科大学事業計画書（令和4（2022）年度）
- 50 学校法人日本歯科大学予算書（令和4（2022）年度）

備付資料

- 65 財産目録（令和元（2019）年度）
- 66 財産目録（令和2（2020）年度）
- 67 財産目録（令和3（2021）年度）
- 68 計算書類（令和元（2019）年度）
- 69 計算書類（令和2（2020）年度）
- 70 計算書類（令和3（2021）年度）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体の過去3年間の財政について、資金収支計算書の収支差額は、平成31年度25億9,770万円の支出超過（提出-26・29～30・33・36）（備付-68）、令和2年度7億2,626万円の支出超過（提出-31・34・37）（備付-69）、令和3年度5億6,729万円の収入超過であり（提出-32・35・38）（備付-70）、令和3年度を除いて、過去2年間支出超過となっている。事業活動収支計算書の経常収支差額は、平成31年度9,461万円の支出超過（提出-27・39・42）、令和2年度6億9,902万円の支出超過（提出-40・43）、令和3年度2億5,047万円の支出超過であり（提出-41・44）、過去3年間支出超過となっている。支出超過に至る要因は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療収入の減収、生命歯学部本館設備改修更新工事及び東京短期大学新築工事に伴う第2号基本金引当特定資産への繰入を行ったためである。

令和3年度末の貸借対照表について、資産の部は、第2号基本金引当特定資産20億4,124万円、施設設備整備引当特定資産300億円等の特定資産の他、有価証券102億8,542万円、長期定期預金10億円等の固定資産と現金預金47億9,476万円の金融資産を保有している。負債の部は、全教職員分の退職給与引当金や前受金等であり、借入金が無く、財政基盤が健全に推移している（提出-28・45～47）（備付-65～67）。

新潟短期大学の財政について、入学定員充足率は、過去3年間定員充足率100%以上を維持しているため、学生生徒等納付金収入が安定している。また、教育研究経費は、過去3年間経常収入の20%程度を超過しているため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）に対して、十分に資金配分している。寄付金の募集及び学校債の発行は、現時点では募集及び発行を予定していない。資産運用については、資産運用規程に基づいて、元本毀損リスクが低く、為替変動リスクが低い定期預金、債券等を運用して、安定した運用収入を確保している。公認会計士の監査については、月次監査を行い、適正に対応している。

財的資源の管理について、予算策定に合わせて事業計画（短期・中期）の提出を求めて、提出内容を集約した上で検討会議を開催している。事業計画（短期・中期）の採択決定後、月次予算管理の上、適正に執行している（提出-50）。日常的な出納業務は、入金伝票、出金伝票、振替伝票を起票した上で、現金預金の日次処理を実施して、現金預金の照合を行っている。また、資産及び資金（有価証券等）の管理運用は、資産等の管理台帳に記録して、安全かつ適正に管理している。資産残高は、四半期毎に理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

学校法人日本歯科大学は明治40年の創立以来、建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており、この創立者の精神は、本学を含むすべての組織に共通するものとして116年を超える年月において脈々と継承されている。本学も創立者の精神を踏襲しており建学の精神は同じく「自主独立」であり、建学の精神に基づいて定められた教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げ、教育活動を展開している。単年度計画である学校法人日本歯科大学事業計画書（提出-49）及び中長期的計画である学校法人日本歯科大学中期事業計画では、短期大学においての目的を、「歯科技工又は歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。よって、最新の講義と基礎・臨床実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科技工分野又は歯科衛生分野の教育を学ぶことにより、医療人としての豊かな人間性を身に付けて、チーム歯科医療により、国民の口腔機能の増進、歯科保健の増進に大きく寄与する医療人を育成する。」と設定しており、当該目的を達成するため全教職員が努力を費やしている。

本学では、令和4年度の事業計画について、以下の項目を設定したうえで運営を図っている。

1. 学生募集

- ・ 入学者選抜改革
- ・ 高校訪問・入試相談会
- ・ オープンキャンパス
- ・ 広報活動
- ・ 社会人経験学生の確保

2. 教育

- ・カリキュラムおよび授業
- ・学生の学力判定
- ・国家試験対策

3. 学生支援

- ・学生相談
- ・学長懇談会
- ・第1学年入学生オリエンテーションの実施
- ・東京短期大学・新潟短期大学交流事業
- ・多職種連携教育事業
- ・感染予防対策

4. 研究活動

- ・研究推進
- ・研究倫理教育
- ・研究成果の報告

5. 専攻科

6. 地域連携事業

7. 施設・設備

- ・3号館3階トイレ洗面台扉の取り替え
- ・学生の受講環境整備

また、令和2年度から令和9年度の中期事業計画については以下の項目を設定しており、現在も目的達成のため日々検討を重ねている。

1. 教育環境の充実

- ・歯科衛生士国家試験合格率100%の維持
- ・単位認定、卒業要件、修了要件等の成績評価の基準点検
- ・地域の特色を生かした教育
- ・社会で活躍できる歯科衛生士の育成

2. 学生支援の充実

- ・支援を必要とする学生の早期対応体制の推進
- ・学習環境の充実

3. 広報活動の充実

4. 校舎等建物関係

5. 外部研究費の獲得

以上より本学では、短期・中期・長期、それぞれのスパンでの将来像を明確に設定し、全教職員に示したうえで学校運営を推進している。毎年度末には学校法人日本歯科大学事業報告書（提出-48）を作成したうえで自己点検・評価活動を行っており、本学の内部質保証は担保されていると考えている。

本学の強み・弱みは、ステークホルダーアンケート調査、高校訪問時の進路担当教諭からの意見聴取、学生アンケート調査、各種資格取得率、歯科衛生士国家試験合格率、就職率等の結果から客観的に把握・分析を行っており、改革・改善を図っている。本学の強みは、創立116年となる今日まで我が国の歯科医療界に積み上げた実績のもと、これからの超高齢社会における歯科医療の方向性を見据え、全身と口腔の関わりを重視した教育を実施していることである。同一キャンパスにある新潟病院での病院実習では、講義や基礎実習と直結した臨床教育を行っている。講義、演習及び実習には新潟生命歯学部教職員も携わっているため、学生が修得した知識と技能は、新潟病院での実習にそのまま直結するものとなっている。また、全国の歯科大学に先駆けていち早く開始した訪問歯科診療においては、本学学生もチームの一員として実習に参加して在宅歯科医療の重要性を学び、地域包括ケアシステムを支える一員としての役割が果たせるような人材育成を図っている。歯科衛生学科卒業後にはさらなる知識と技術を修得し、臨床のプロフェッショナルを育成するための専攻科も設置されており、本学の教育の目標でもある、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる歯科衛生士の育成を目指している。歯科衛生士養成機関としては、歯科衛生士国家試験の合格率も、学生の学習成果を査定する客観的な指標になると考えられる。本学は、令和3年度も歯科衛生士国家試験合格率100%を達成し、開学以来38年間にわたり合格率100%を維持している。

一方、本学の弱みは、一部の施設・設備等の老朽化と、現在、定員充足はしているものの、少子化、高校生の4年制大学志向及び競合校の増加等による受験者数の減少が挙げられる。設備の老朽化については、毎年度及び中長期計画に基づき修繕を行っている。また、学生募集対策については、広報委員会やホームページ委員会が中心となり広報活動の強化を行うと共に、オープンキャンパスの充実、「歯科衛生士」という職種の啓蒙活動、高校訪問、進学相談会への参加等を行っている。オープンキャンパスについては、これまでの本学単独での開催に加え、令和3年度は新潟生命歯学部と合同のオープンキャンパスを開催した。また、新潟生命歯学部とともに、歯科に関する職種の内容をより多くの方に知っていただくため、日本歯科大学オリジナルムック本「ハノシゴト」を作成し、歯科医療に携わる職種の啓蒙活動を行っている。今後も教職員が一体となり本学の強みをさらに強化し、本学の魅力を受験生等に伝えるべく推進していきたい。

学生募集対策と学納金計画について、過去3年間定員充足率100%以上を安定して維持しているため学生生徒等納付金収入は安定しているが、昨今の少子化や社会情勢の変動により、今まで以上に学生確保は重要ミッションであると認識している。広報委員会では部会ごとに担当者を設置し、責任を明確にしたうえで、全学的に学生確保に向け注力している。

人事計画については、短期大学設置基準及び歯科衛生士学校養成所指定規則の基準を満たすことを最優先事項とし、学内教職員の年齢構成に鑑み計画的な人材育成及び人材確保を目指している。

施設設備の将来計画については、建築物や設備備品等の老朽化が進んでいるため、本法人と連携し、耐震補強工事も含め対策を進めている。

外部資金の獲得については、科学研究費等の競争的資金の獲得支援を積極的に行っている。特に科学研究費については、全教員が原則申請を行うこととしており、必要に応じて学内ブラッシュアップを実施している。なお、本学は遊休資産を保有していない。

学校法人日本歯科大学ホームページ上では経営に関する情報を公開しており、いつでも閲覧が可能である。また、教授会及び各種委員会では、学長より今後の学生確保に向けた強い決意と覚悟が表明されており、全学的に危機意識が共有されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体として、財政基盤は安定しているが、過去3年間支出超過が続いている。部門別の収支は、大学部門は収入超過であるが、附属病院、新潟病院、新潟短期大学は、支出超過である。

しかし、新潟短期大学については、単科の短期大学であり規模が小さいため、当初より単独での黒字化は期待していない。新潟キャンパス内の新潟生命歯学部及び新潟病院所属の教員が多数兼務していることより、問題はないと考えている。また、新潟短期大学は過去3年間定員充足率100%以上を維持しており学生生徒等納付金収入が安定しているものの、少子化や歯科衛生士養成学校の新設等により、学生確保に向けさらなる工夫が求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学は、創立以来、自助努力という信念と勇氣により、自らの判断と責任において大学運営を行ってきたことから、建学の精神を「自主独立」として私立大学等経常費補助金を受けない上、借入金が無く、自己資金で運営している。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

専任教員について、前回の認証（第三者）評価以降では1名の新規採用を行った。年齢構成を考慮し、今後も計画的に人材補充を行う予定である。

研究活動について、科学研究費助成事業に関してここ数年は1～3件継続して採択されている状況であり、学内ブラッシュアップの効果が表れていると認識している。

学長懇談会での要望や学内ラウンドによる施設・設備の入れ替えや修繕については、計画的に実施されている。毎年度予算を計上し、可能な限り教育環境の改善を図り続けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源について、歯科衛生士教員は教育、研究、臨床、広報、学生対応等に時間が費やされており、さらにはここ数年で退職や休職をした教員が複数名いたことより、人的及び時間的余裕が以前よりなくなっている。今後は中長期的観点より人材補充、人材育成

を計画的に実施していく。また、必要に応じて新潟生命歯学部からの人事異動を行うことも検討していく。

物的資源について、本学校舎である3号館は施設の老朽化が散見されるため、計画的にメンテナンスを行っていく必要がある。本法人、用度営繕部と連携し、予算や施設の耐用年数を考慮しながら対策を協議していく。

その他の教育資源全般について、今後も関連部署と連携のうえ新型コロナウイルス感染の対策を徹底し、全学的に学生の安全確保に努める。また、学長のリーダーシップのもと必要に応じて柔軟な対応を行う。

財的資源について、新潟短期大学は過去3年間定員充足率100%以上を維持しており学生生徒等納付金収入が安定しているものの、今後も継続した学生確保努力が求められる。オープンキャンパスや入学者選抜の方略については常に検討を重ね、新しい方針を打ち出して行く予定である。

日本歯科大学新潟短期大学

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 51 学校法人日本歯科大学寄附行為
- 52 理事会議事録（令和元（2019）年度）
- 53 理事会議事録（令和2（2020）年度）
- 54 理事会議事録（令和3（2021）年度）
諸規程集

備付資料

- 49 学校法人日本歯科大学中期事業計画
- 71 理事長履歴書（令和4（2022）年5月1日現在）
- 72 学校法人実態調査表（令和元（2019）年度）
- 73 学校法人実態調査表（令和2（2020）年度）
- 74 学校法人実態調査表（令和3（2021）年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

本法人の理事長は、本法人設立者の相続人の一人であり、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標を最もよく理解していることから長年に渡り本法人の発展に寄与しており、寄附行為（提出-51）に規定されているとおり本法人を代表し、その業務を総理している（備付-71）。また、毎会計年度終了後2月以内に監事及び公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告のうえ意見を求めている。さらに、学校法人日本歯科大学中期事業計画（備付-49）により中期的展望も明確にしており、俯瞰的視点で法人全体を見ている。以上より、本法人の理事長は、本学を含む学校法人の運営全般（備付-72～74）について、適切にリーダーシップを発揮している。

本法人に、理事をもって組織する理事会を置き、学校法人の意思決定機関としての役割を果たすため必要な業務を決し、理事長及び他の全理事の職務の執行を監督している（提出-52～54）。理事長は理事会を招集し、全ての理事会において議長を務めている。理事会は、運営する大学及び短期大学ごとに受審体制を組織するなどの役割を果たし、適切な認証評価の実施に責任を負っている。また、運営する短期大学の発展のため、本法人内の大学及び短期大学、文部科学省、日本私立短期大学協会、大学・短期大学基準協会、各関係省庁、各関連団体、各自治体及び他大学等から、積極的に必要な情報の収集を行っている。令和3年度も新型コロナウイルス感染対策のため学内外からの情報収集を継続して実施し、国内における感染状況に応じた対策を講じた。理事会は、短期大学の運営に関し、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準、歯科衛生士法等の関連法令について法的な責任があることの共通認識を持っており、学校法人並びに運営する大学及び短期大学に関し、寄附行為をはじめとする必要な各種規程の制定、改正等の整備を適正に行っている（提出-諸規程集）。以上より、本法人の理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

本法人の理事は、本法人の建学の精神である「自主独立」の趣旨を理解し、本法人の健全な経営についての学識及び見識を有する者の中から、私立学校法の規定に基づき適正に選任されている。また、本法人の役員解任及び退任については、学校教育法の規定が寄附行為に準用されている。以上より、本法人の理事は、学校教育法及び私立学校法等の関連法令並びに本法人の寄附行為に基づき、適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

本法人における理事会等の学校法人管理運営体制は十分に確立されており、強力なリーダーシップが発揮されているため、本テーマに関する課題は見当たらない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

本法人の理事長は、本法人設立者の相続人の一人であり、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標を最もよく理解していることから長年に渡り本法人の発展に寄与している。新年賀詞交換会（毎年1月）、創立記念式典（毎年6月）においては、全教職員に対して進むべき指針や経営方針を示しており、富士見会議（東京）、浜浦会議（新潟）においては、本法人内の部局長級に対して建学の精神や大学の基本理念及び指名・目的を学内外に周知するよう積極的な方策について検討し、必要な予算措置等を講じて強力に推進、実施している。本法人全体が活性化されるよう積極的に情報を発信し続けており、強力なリーダーシップを発揮している。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学則
- 55 教授会議事録（令和元（2019）年度）
- 56 教授会議事録（令和2（2020）年度）
- 57 教授会議事録（令和3（2021）年度）

提出資料-規程集

- 2 日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程
- 3 日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程
- 4 日本歯科大学新潟短期大学教務・学生委員会規程
- 11 日本歯科大学新潟短期大学研究推進委員会規程
- 12 日本歯科大学新潟短期大学研究倫理規程
- 15 日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程
- 16 日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程
- 19 日本歯科大学新潟短期大学FD・SD委員会規程
- 21 日本歯科大学新潟短期大学組織規程
- 33 日本歯科大学新潟短期大学教授会規程
- 34 日本歯科大学新潟短期大学学長選考に関する規程

- 35 日本歯科大学新潟短期大学進路指導委員会規程
- 36 日本歯科大学新潟短期大学病院実習教育検討委員会規程
- 37 日本歯科大学新潟短期大学入学者選抜実施委員会規程
- 38 日本歯科大学新潟短期大学ホームページ委員会規程

備付資料

- 75 学長個人調書 [様式 21] (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)
- 76 学長教育研究業績書 [様式 22]
(平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度)
- 77 各種委員会議事録 (令和 3 (2021) 年度)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、教学運営における最高責任者として、教育の質の保証に努めている（備付-75）。本学では、日本歯科大学新潟短期大学学則（提出-2）に基づき教授会が設置され、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程（提出-規程集33）に基づき学長が議長となり、大学運営に関わる重要事項を審議している。また、出席者から述べられた意見や各学内委員会からの報告を受け、学長はその権限と責任において総合的に判断し、最終的な決定を行っている。また、学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関しての識見を有しており、建学の精神に基づき教育や研究を推進し、日本歯科大学新潟短期大学の向上と充実に向け、日々教職員と協働し努力を続けている（備付-76）。令和3年度も、学長のリーダーシップのもと新型コロナウイルス感染対策を継続して実施した。学生の賞罰等に関しては、日本歯科大学新潟短期大学学則、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程（提出-規程集2）、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程（提出-規程集3）で定めている。学長選考は、日本歯科大学新潟短期大学学長選考に関する規程（提出-規程集34）に基づき理事会が行い、評議員会に諮問のうえ決定している。理事長名によって任命された学長は、校務を掌り所属する教職員を総督しており、教学運営の職務を遂行している。以上より、学長は、建学の精神に基づきリーダーシップを発揮し、本学の運営全般を担っている。

教授会での審議事項及び諮問事項は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程で定められており、教授会構成員による審議により決定されている。学長のリーダーシップのもと、教授会では日本歯科大学新潟短期大学教授会規程の見直しを定期的に行っており、教授会の構成員は、意見を述べる事項を把握している。また、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項等について、教授会の意見を聴いたうえで決定している。教授会は、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき学長が毎月1回招集しており、必要に応じて臨時教授会を招集することもできる。教授会の議事録（提出-55～57）は事務長が作成し、事務室に保管している。また、作成した議事録は、学長、学科長、教務課長、学生課長に内容確認の回覧を行い、確定版を教授会構成員に配布している。学習成果の評価及び三つの方針の見直しについては教授会で定期的に諮られており、共通認識を形成している。

学長は、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び各種委員会規程（提出-規程集4・11・15～16・19・21・35～38）に基づき、教授会の下に教育上の各種委員会を設置している。毎月1回開催される定例教授会で各種委員会の議事録内容（備付-77）が報告されており、学内での情報は常に共有され、適切に運営されている。以上より、学長等は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき教授会を開催しており、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学習成果を獲得するための本学における教授会等の教学運営体制は十分に確立されており、強力なリーダーシップが発揮されているため、本テーマに関する課題は見当たらない。

い。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和3年度より新学長のリーダーシップのもと、新型コロナウイルス感染対策のさらなる徹底を図った。学長は日本歯科大学新潟生命歯学部学生部長も併任しているため、新潟キャンパス全体の学生対応を包括的に実施することが可能となり、情報の共有や指示系統も確立され、迅速な学生対応が実現された。新型コロナウイルス関連の学生対応においては常に最前線で陣頭指揮を執り、感染対策の徹底に注力した。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

- 51 学校法人日本歯科大学寄附行為
- 58 評議員会議事録（令和元（2019）年度）
- 59 評議員会議事録（令和2（2020）年度）
- 60 評議員会議事録（令和3（2021）年度）

備付資料

- 52 日本歯科大学新潟短期大学 HP「情報公開」
<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/about/disclosure/>
- 78 監査報告書（令和元（2019）年度）
- 79 監査報告書（令和2（2020）年度）
- 80 監査報告書（令和3（2021）年度）
- 81 学校法人日本歯科大学 HP「教育情報の公表」
<http://www.ndu.ac.jp/public-information/index.html>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

本法人の監事は、寄附行為（提出-51）に基づき、本法人の業務、本法人の財産の状況及び本法人の理事の業務執行状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席し、積極的に意見を述べている。また、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書（備付-78～80）を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に遅滞なく提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

本法人の評議員会は、寄附行為に基づき、理事の定数である5人に対し、2倍を超える数である11人の評議員をもって組織されており、私立学校法の評議員会規定に従い適正に運営されている（提出-58～60）。また、各評議員は、本法人の運営業務に関する重要事項について、忌憚のない多様な意見を積極的に述べている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

本学の教育研究活動等の状況に関しては、学校教育法施行規則に基づき、本学ホームページ「情報公開」（備付-52）において公表している。また、私立学校法に定められた情報に関しても、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書、役員名簿等につき、本学ホームページにリンクされている学校法人日本歯科大学ホームページ「教育情報の公表」（備付-81）において公表・公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

本法人におけるガバナンスは適切に機能しており、本テーマに関する課題は見当たらない。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人日本歯科大学寄附行為に基づき、本法人の最高意思決定機関として「理事会」、理事会の最高諮問機関である「評議員会」において、重要課題等を審議決定し、確実な業務の遂行と目的の実現に向けて努力を継続している。本法人内の部局長級で構成された富士見会議（東京）、浜浦会議（新潟）等において、建学の精神や大学の基本理念及び指名・目的を学内外に周知するよう積極的な方策について検討し、必要な予算措置等を講じて強力に推進、実施している。また、その時代の要求に応じたものだけでなく、如何なる時代となっても、本学の教育において日本国内の口腔保健を先導するための目標を設定できるよう、継続的な検証と必要な改善を行うための準備が整っている。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学では、前回の認証（第三者）評価を受けた以降も、歯科衛生士国家試験合格率100%、就職率100%を維持しており、開学以来、適正な教学体制を継続して構築し続けている。引き続き現状に甘んじることなく、理事長及び学長の強力なリーダーシップのもとガバナンス体制の強化を図り、教育理念に基づき学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本法人においては、理事会を通じて、法人と本学の円滑なコミュニケーションの下に緊密な連携・迅速な意思決定を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能していると認識している。今後も理事長及び学長の強力なリーダーシップのもと現状の体制を継続していく。